聞書第十

此の一巻、他家の噂並に由緒等之を記す。

一〇一三 武田信玄、喧嘩に刀を用ひなかつた雙方の家來を磔にす

甲斐信玄の家中の士、口論を仕出し、相手を取つて伏せ、散々打擲し、踏附け候を、朋輩駈附け、引分けたり。家老共詮議にて、「踏まれたる士仕置仰付けらるべき」由申上ぐ。信玄聞召し、「勝負は末なり、武士道を忘れ刀束を用ひざる事冥加に盡きたる者共なり。以來家中の見懲のため、兩人共に磔に懸くべし。」と申付けられ候。引分けたる朋輩共追放なり。

一〇一四 三極流兵法の因緣性、相傳を皆忘れ事に臨んで心の儘に働く

由井正雪が三極流の兵法傳授に、因緣性と云ふ事あり。大勇小勇十八卷書等の口傳を受け、書留めたる事もなく、覺えも留むる事もなく、相傳一通を皆忘るゝなり。扨事に臨んで心の儘に働く事なり。此の時習ひ置きたる事が、我が智慧となつて出づるなり。是を因

緣性と云ふなり。

一〇一五　大事の場へ出る時の祕事、耳のビクに唾、鼻から大息

大事の場へ出で候時は、耳のビクに唾を附け、鼻より大息を突きのべ、在合ふ器物を打伏せ、出で申し候事祕事にて候なり。又上氣いたし候時、耳塚に唾を附くれば、則ち醒むるなり。

一〇一六　阿字初入の文――後來只承心王命根識須緣能六塵

阿字初入の文

後來只承心王命　根識須緣能六塵　密法　口決有り。

一〇一七　鄭子產の遺訓「火あやまちは少いが水に溺死する者は多い」

（一）鄭子產末期に、國家の治め樣を問ふ人あり。子產曰く、「仁政に增す事なし。然れども國家治まるほどに、仁政を行ふ事はならぬものなり。なまじひにすれば、ゆるかせになりて、しまらぬ事あり。仁政成りがたくば、きびしく政をするがよし。きびしくといふは、事の出來ぬ以前をきびしくして、惡事の出來ぬ樣にする事なり。惡事の出來てよりきびしくするは、わなをかけたるが如し。火は肌を破るものと知るゆゑ、火あやまちをするものは少し。水は心安く思ふ故に、溺死する者多し。」と答へられたるよし。

（一）鄭子產　支那、鄭の大夫。名は僑。公孫氏と稱し、孔子から、恭敬惠義の四君子道を備へた

賢大夫であると賞揚された人。

一〇一八　理と非との形、理は角なもので動かず非は丸くて轉ぶもの或人、（二）理と非との形を知りたりと云ふ。其の形を問へば、「理は角なるもの、極りて動く事なし。非は丸きものなり、善惡邪正をきらはず、所をさだめず、ころぶものなり。」といへり。

（一）理と非　理と非理の意か。孝臣本　五常本には「理と婦」とある。山本本に據る。

一〇一九　豐臣秀頼上洛の時、徳川家康よりの引出物鍋藤四郎の銘刀

秀頼様御上洛の時、内府様よりの御引出物の内に、御腰物鍋藤四郎と御座候。是は正宗が作の由。栗山書附にあるなり。

一〇二〇　物忘れの時はいろはを繰つて、つめたり引いたりするとよい

物忘れしたる時、いろはを繰りて、つめたり、引いたり、はねたり、清濁にて思ひ附くものなり。村如水工夫なり。

一〇二一　禮儀の大意は始と終とは早く中は靜かに、介錯も同様

禮儀の大意、始終は早く、中は靜かに仕り候由。三谷千左衛門これを取りて、介錯も斯くの如く仕り候と申し候なり。

一〇三　酒井忠朝、松平信綱を討果さんとし、父忠勝に宥めらる

島原きりしたん蜂起の節、(一)板倉石谷差下され候へども、(二)落城の到來延引に付て、(三)酒井備後守仰付けられ候。然る處、御前へ(四)松平伊豆守一人罷出で、「今度備後守を島原へ仰付けられ候へども、御心に叶ひ候儀これ有るまじく候。其の仔細は、出陣の仕組に屋敷へ罷歸り、未だ發足仕らず候。爰元にて早御心に叶ひ申さゞる仕方にて候。某仰付けられ候はゞ、御城より直に罷立ち、有馬參着の上即時に蹈み潰し、御心に叶ひ候樣仕るべし。」と申上げられ候に付、即ち伊豆守に仰付けられ、直に罷立たれ候。備後守方へは有馬下向に及ばざる旨申し參り候。備後守之を承り、「伊豆守が所爲と見えたり、討手の先を越され、人前に面を向くべき樣なし。追附いて伊豆守を討果すべし、馬を引出し候へ。」と申付け、走り出でられ候。父(五)讃岐守承り附け、「暫し。」と押留め、「早まつて仕損ずな。先づ心をしづめ承り候へ、(六)土井大炊頭死去の時分我等に一言を殘され候。『伊豆守に油斷すべからず。』となり。斯樣の働これ有る事は兼て存知の前なり。扨又追懸けて討果され候はゞ、其方は本望、外聞も然るべく候。されども忠節の所は少しもなし。あの體の伊豆守なれども、一器量ある者にて、公方の御用に立つ事多し。其の伊豆守を討ちたる時、先づ公方に事を缺かせ申し、次には『公方〇

下知略々しき故、備後守鬱憤を散じ候。』と日本國中に沙汰これ有る時は、主君に悪名を取らせ申す事、重畳の不忠なり。又其方今勘忍して存命するは難儀なるべし。我が身は難儀恥辱を勘忍し、主君の恥をあらはさず、主君の用の缺けぬ様にするこそ、忠臣とは云ふべけれ、何ぞ一身の潔き事を好まんや。」と、制せられければ、備後守忽ち得心致して、備後守殿は引取り申され候。二男(七)修理大夫、家督を繼ぎ申され候由。

(一) 板倉 石谷　板倉内膳正重昌 石谷十藏貞清の兩人を云ふ。

(二) 落城の到來　原城陷落の報告。但し松平信綱が寛永十四年十二月三日江戸を出發した日に、板倉内膳は肥前神代に着船したばかりであるから、落城が遲いから更に信綱を派遣したといふ理由は成立しない。

(三) 酒井備後守　忠朝。

(四) 松平伊豆守　信綱。

(五) 讃岐守　酒井忠勝。

(六) 土井大炊頭　利勝。

(七) 修理大夫　酒井忠直。

一〇二三　寃罪塾居中の大久保相模守の忠節、井伊兵部大輔を感嘆さす

秀忠公の御時、(一)大久保相模守を(二)井伊兵部大輔へ御預けに仰付けられ候。兵部

大輔參覲の前方、相模守へ申され候は、「御自分事讒言にて無實の難に逢ひ、我等へ御預けに仰付けられ候と、その沙汰專らに候。今度江戸に於てこの旨上聞に達し、早速歸參仰付けられ候樣致すべく候。右の委細御話承るべし。」と申され候。相模守これを承り、「御心入忝く存じ候。さりながら、我等咎の儀は全く無實にてこれなく候。御聞違にてこれあるべく候。それを讒言の樣に御執成し候はゞ、以ての外宜しかるまじく候。構へて御沙汰御無用に候。」と申され候。兵部これを承り、「結構の御所存にて候。拙者一人存じたるにてもこれなく、御自分無實の段は證人數人これある事に候。御政道に斯樣の邪候ては御爲に罷成らざる事に候間、いづれ今度申し直し歸參させ申すべき」由申され候。相模守これを承り、「さては委曲御存じの儀に候や。然らば所存の通り具に申すべく候。我等讒言に逢ひ候儀無念に存じ候へば、速に申譯を仕る事に候。さりながら、今天下漸く治まり、日本國より將軍の仕置作法伺ひ申す時分に、役人に讒人これあり、大久保相模守を讒言致し候と沙汰これある時は、將軍の御惡名となり、諸大名心を置き申す事に候。されば我等無實の申譯を仕らず、配所にて相果て候が此の時節の奉公と覺悟を極め申し候。たとひ歸參申し候とも、これ程の奉公はとても有るまじくと存じ候へば、少しも苦に罷成らず、出世の望少

しもこれなく候。唯爰許に朽果て申し候が一廉の御用に立ち申す事に候間、御執成確と御無用。」と申され候。兵部至極感じ入り、「それ程の忠節の臣を埋め置き候ては天理に叶はぬ事に候間、有無召返され候様に仕るべし。」と申され候。その時相模守立腹致し、「拙者心底を残らず申し砕き候をも聞分けこれなく候はゞ、爰許にて干死致すべく候。」と申され候に付て、「さ候はゞ共の意に任せ候。天下への忠節、比類なき事に候。」と感涙を流し、罷立たれ候由。

（一）大久保相模守　相州小田原城主大久保忠鄰。

（二）井伊兵部大輔　江州彦根城主井伊直孝。本文は慶長十八年忠鄰が馬場忠時の讒に遭ひ、近江に謫せられた時の事である。

一〇二四

松平伊豆の智慧と土井大炊頭の深慮、将軍御成道中の大石

家光公の御時、どなたへか明日御成なさるべき由、仰出され候。御通筋普請仕り候處、道内に大石これ有りて、一夜に引除け候儀相叶はず候。此の段御老中へ申達し候。松平伊豆守申され候は、「引除け申すべしと仕り候故、手間取り申し候。掘り埋めて上に土を置き候はゞ、間に合ひ申すべし。」と申され候。感じて伊豆守は當座の了簡早き人にて候。此の事土井大炊頭之を承り、「以ての外宜しからざる事に候。大人は何事にても思召の儘に成り申すものの様に思召され候が、悪事の基にて

候。明日御成相叶はざる由申上げらるべし。」と申され、御成相延び申し候由。

一〇二五　太閤秀吉奉公始の姓名判斷、「羽柴藤吉郎秀吉」自撰の由來

太閤秀吉奉公の始、名字名乘を撰ばれ候。「當時天下の槍柱と云ふは、仁羽五郎左衛門長秀柴田修理亮勝家なり。我槍を取り、兩人を手に入るべし。然れば一字づゝ取りて羽柴と號し、我が氣に入りて類もなき名なれば、藤吉郎と附くべし。古今の勇士に、我が心に叶ひたるは、朝比奈三郎吉秀なり。仍て秀吉と名乘るべし。」と思立たれ候なり。

一〇二六　本多佐渡守正信　同上野介正能　大久保相模守忠鄰卒去の年

本多佐渡守正信　元和二年六月七日卒、七十九。　本多上野介正能　寛永十四年三月十日配所羽州由利に於て卒、七十三。　大久保相模守忠鄰　寛永五年六月江州に於て卒、七十六。

一〇二七　筑後久留米城主名字名乘の由來、「久留米藤四郎」の事

筑後久留米城主藤四郎名字並名乘　秀包始元綱。世々久留米藤四郎と申し候。小早川隆景の弟にて、毛利家なり。

一〇二八　二人中野の名字替、十右衛門は先祖の功に依つて其の儘

（一）久我勘右衛門名字替の事　綱茂公御側頭に中野勘右衛門　中野十右衛門相勤め罷在り候。御参勤前に御直に仰聞けられ候は、「同役に同名有りては、他方の衆などは、親類を同役させ候様に存ぜらるべく候へば、一人は名字を替へ然るべく候。年下の事なれば十右衛門を替へ度き事なれども、（二）先祖神右衛門島原退口七人衆の内の随一、比類なき働仕りたる中野なれば、勘右衛門替り候へ。」と御意成され、即座に、母方久我と願ひ奉り候由なり。

（一）久我勘右衛門　氏英。（七三一・註七）

（二）先祖神右衛門　中野神右衛門清明。（一二三五・註一）

一〇二九　鐵舟和尚の鑑識、「減多に人を褒めぬもの、褒むるは害ふもの」

大阪の（一）鐵舟和尚へ、（二）深江安元近附の者を同道にて参られ、先づ内證にて「此の者志これ有りて、御示しを請け度き由申し候。成程よき者にて候。」と、申され候。押附面談の上にて、和尚申され候は「安元は人をそこなふ人なり。此の人をよき人と申され候が、どこがよく候や。鐵舟が目には、よき所は見え申さず候。惣じて、めつたに人を褒めぬものにて候。褒められては智者も愚人も自慢するものにて候。褒むるは、そこなふと云ふものなり。」と申され候由。

（一）鐵舟和尚。不詳。深江信溪は吉野へ往來した事がある。その頃の事であらう。

（二）深江安元　深江平兵衛入道信溪。安玄と書く。鍋島茂利（六四九・註一）の二男で、深江氏を繼いだ。神佛を尊崇する事篤く、佐賀郡松梅村通天庵　春日村永明寺等を再興した。寬文二年楠公父子の忠孝を顯彰する爲、大木英鐵（是野惣右衞門、六八三・註一）と共に楠公父子奉祀を志し自ら奉加帳を作つて藩主光茂始め三百餘名の贊成を得て京都の佛師法橋宗甫に賴んで楠公父子の像を彫刻させ、同三年五月二十五日永明寺に安置して之を祀つた。水戸光圀の湊川建碑に先つこと二十九年前で、今の佐賀市楠神社御神體はこの木像である。天和二年八月五日歿。年六十三。墓は佐賀郡松梅村通天寺及び神埼郡仁比山村種福寺にある。

一〇三〇　井伊の家には本妻が無い、不器量者が繼いでは御用が立たぬ

井伊の家には本妻これ無く候。直政の遺言に、御先手の家なれば、不器量の者家を繼いでは御用は立たず、本妻と定め候時は、是非其の腹の子に家を繼がするものなれば、不器量の者をも家督となさで叶はぬ事有り。妾腹數多の内に、器量を見定めて家を繼がすべき由なり。然るに直政の嫡子右近大夫直繼不器量なり。家老松下源左衞門申し候は、「御次男御器量御勝れ候間、御讓り然るべし。」と公儀へも申上げ、右近殿を引取らせ申し候。其の時公儀より別知三萬五千石、遠州掛川にて右近殿へ下され候。源左衞門申し候は、「我等申上げ引取らせ候上は、右近殿御家老に罷成るべし。」と申し候て、掛川へ罷越し候。公儀七種の御佳例には、今以て松下罷越し相勤め候由なり。

一〇三二　家康の小姓井伊萬千代、一人踏留まつて神供の赤飯を食はず

（一）井伊萬千代殿御小姓の時、御圍爐裏にて、御料理物遊ばされ、萬千代殿に蓋を遣はされ、「鹽梅は。」と御尋なされ候。御請に、「あつう御座候。」と申上げられ候。又或時家康公御軍破れ、あら〳〵にて、御主從五六人にて御退き遊され候。皆飢に疲れ、傍の社頭に御立寄り候へば、神供に赤の飯を備へ置き候。是こそ軍神の御與へと、何れも頂戴候處、萬千代殿一人手に取り申されず候に付て、家康公御呵なされ、「怜なればとて時にこそよれ、飢を凌がぬ馬鹿者。」と仰せられ候時、「私全く嗜みにては御座なく候。御敵跡を慕ひ申し候に付て、頓て爰元へ取懸け申すべく候。其の時某一人は蹈留り、討死仕るべく候。其の間に御退き遊ばさるべく候。死後飢に疲れ、上下赤の飯をたべ候事を顯はし候儀、無念に存じ候。」と申上げられ候。無雙の勇士にて、後に御先手を仰付けられ候。或時の戰場にて、餘り手ひどく働き候を、家康公御覽成され、御氣遣の餘り、御采配の柄を御噛み遊ばされ候。其の時の金の御采配即時に御預けなされ、彼家に傳はり候由なり。

（一）井伊萬千代　後の近江佐和山城主井伊直政。

一〇三三　堀田正盛小姓の時、燒火箸を平然と握つて家康に會釋す

（二）堀田加賀守殿御小姓の時、餘りしぶとき者に候間、心見らるべき爲、火箸を燒立て御圍爐裏に御立て、いつも向がはにて火箸を取り居り候て御挨拶にて候故、召させられ候處、何の心もなく、火箸を取り申され候へば、忽ち手に燒入り申し候。然れども平生の通り御會釋仕り候故、則ち御立ち候て御取りはなし遊ばされ候由。

（一）堀田加賀守　後の下總佐倉城主堀田正盛。正吉が子。德川家光に仕へ、寛永十年老中となり、慶安四年四月二十日家光に殉死した。年四十四。（一一二五參照）

一〇三四　由井正雪の最期、書附を燒捨て盃を差しながら首を打たす

由井正雪は紀伊國浪人にて候。江戸にて軍學の弟子を取り、天下を望み申し候。先づ天下の人を正雪が智慧にて思ふ樣にあつかはるゝ物にて候や、ためしにとて、弟子に參宮をさせ、不思議の靈驗にて參宮いたす由申し觸れ、幟をさゝせ、大勢參らせ申し候。それよりあそこ爰に奇妙の事これ有る由にて、日本國にぬけ參りと申す事始り候。又正雪が風俗に諸人心を移し申すやと、或時は大鍔の大小を差し、或時は長刀をさし申し候に、江戸中へはやり、諸國迄もはやり申し候。又門弟衆を集め、講釋の場にも、終に正雪が顏を見申す者これ無く、自然眼に見合ひ候へば、心氣にひしとあたり候程の威勢にて候。第一の弟子は丸橋忠彌にて候。此の者は江戸に置き、其の身は江戸を立ち御藥

藏に道火を仕懸け置き、箱根を越え候時、江戸の火の手上り候積りにて候。江戸立ち候てより、「今度の一揆の内に、兩人近年の弟子にて、覺束なきもの有り、江戸にて討捨てざる事殘念なり。多分訴人に出づべし。誰々罷越し、討捨て候へ。」と申付け候。此の者ども參り候へば、はや訴人に出で、御藥藏の道火取除け、徒黨御穿鑿、忠彌は裏の口へ出で候處を待請け捕へ申し候。正雪は箱根にて、火の手見えず候故、扨は顯然なりと覺悟いたし、駿河府中へ罷着き候處、討手として駒井右京殿相越され候。宿中人改これ有り候。正雪は病氣の由申し候へども、亭主迷惑に成り候由申し候に付て弟子共を連れ、刀を持たせ、改役人に面談致し、通り申し候。目明し見屆け候に付て、卽時に取懸り申され候處、細引にて時の間に家内を幾重も張切り申し候に付て、駈入り候儀相成らず候内、正雪首に懸け候袋より、書附を出し燒捨て申し候。さて正雪盃を取り、次の座の者に差し申し候時、此の者立上り、正雪が首を打落し申し候。此の次も斯樣に致し、段々首を討ち申し候。末座の者自害仕る時分、漸く懸入り、生捕り申され候。其所に獄門に懸けられ候。此の事討手の不覺に成り申し候。最初改の時、踏懸け、味方數人を切殺され候はゞ生捕り申すべしと評判これ有り候へども、正雪仕組は、「人改の時若し取懸り候はゞ、相手に構はず我が首を討て。」

と乃持に申付け置き候由。（一）明暦二年の事なり。

（一）明暦二年　慶安四年の誤。

一〇三四　井伊直孝の明察深慮、紀州侯謀叛の謀書を看破り一人出仕せず

正雪一揆滅びて後、世上に與力の大名數人これ有りたる由、取沙汰あり。就中（一）紀伊國様は、正雪生國の大守にて、大將に取立て申す仕組これ有りたりと申扱ひ、御老中方御詮議これ有る時分に、紀伊國様より諸方へ叛逆の廻文見附け候由にて差上げし者これ有り、御老中色を損じ、「此の大事如何仕るべきや。」と御詮議なり。其の時（二）井伊殿右廻文を御覧じて、「是は謀書なり。無々天下の御大事は御三家の上にこれ有るべしと存じ候に付、能く手跡判形見覚え居り候。」と御申し候に付て、座中落着き申され候。其の上にて掃部殿、「各々には内詮議ばかりにて、埒明きたる事なし。紀伊國殿へ直談にて様子相紀され候へ。」と、御申し候に付て、各御同意にて、さらば此の人數唯今紀伊殿へ參るべき由申合はされ候。紀伊國様御方にて、掃部殿御出で無く候故、使を立てられ候へば、急病の由にて、相越されず候。さて紀伊國様へ御老中御面談にて、「當時斯くの如くの取沙汰御座候。當將軍御幼稚に御座成され候へば、御家御連續の爲、思召立御尤もに存じ奉り候。左様に候はゞ、御手前様を主君取持ち、御家御長久の御仕組

仕るべく候。權現様思召も、御家連續の爲に御三家様御取立の事に候。御遠慮なく仰聞けらるべし。」と申され候。紀伊様聞召され、「將軍に對し各粉骨淺からざる次第、我等とても滿足此の上なく候。彌〻守立て、天下長久の仕置油斷有るまじく候。我等全く天下の望これ無し。」と仰せられ候。其の時右の廻文を御目に懸け候へば、御覽候て、「我等謀叛の沙汰之にて落着きたり。是は謀書なり。能く似せたる物なれば、疑尤もなり。我等數年召使ひ候小姓上りの者、重〻不屆者に付て追放申付け候。此の者遺恨を含み、今時分種々の沙汰を申扱ひ候由。手跡も我等に能く似せ申し候。不審に候はば召捕り候て糺明有るべし。」と、仰せられ候に付て、御老中安堵にて、罷立たれ候。さて掃部殿相越されざる儀、不義の樣にいづれも存ぜられ、直に何れも、掃部殿へ參られ「何故に御出御座なく候や。」と相尋ねられ候へば、「各〻には左樣に分別これ無く候て、天下を治むる事叶ふべきや。御嗜有るべし。仔細は若し紀伊殿謀叛に極り候時は、卽座に相果され候て相叶はず候。老中不殘相果てられ候て、幼將軍何として天下相續有るべきや。一兩人は相殘らるべき場にて候に、殘らず相越さるゝと承り候故、せめて我等一人なりとも將軍の御爲に生殘るべしと存じ罷越さず候。」と申され候。扨又「右廻文謀書に極り候。御智慧深き事感じ入り申し候。御目利はどこにて候や。」

と相尋ねられ候。掃部殿返事に、「曾て見覺これ無く候。其の座各〻驚天の氣色に候故、氣をしづめさせ、了簡出で候樣にと存じ謀書とは申し候。」と御申し候由。

（一）紀伊國樣　德川賴宣。
（二）井伊殿　井伊掃部頭直孝。

一〇三五　井伊直孝、江戸大火の時將軍御成と詐り、紀伊家を檢分す

明曆三年酉、江戸大火事の時、正雪が餘黨共燒立て、紀伊國樣大將の由取沙汰これ有り、御門々〻諸大名出勢固めこれ有り候。諸屋敷殘らず燒亡なり。此の時御門固めの上下、氣上り、ふるひ出で申し候。此の樣子を掃部殿御覽候て、御城の御櫓より大鐵砲二筒放たれ候。此の音にて上下力附き、氣靜まり申し候。夫れより掃部殿は只一人、紀伊國樣御屋敷へ參られ御面談、上樣當御屋敷へ成らせらるべき由に候。見分の爲罷越し候由なり。御屋形中見廻り、追附罷歸られ候。御城にも火かゝり申し候。此の時三日の間、將軍の御在所相知れず候由。又一說に、此の火事最中、藤堂殿は上野宿坊にて始終酒宴にて候由なり。

一〇三六　鍋島光茂、京都北野の社家北野能貨に講釋を聽き宿坊とす

（一）北野能圓は、源氏物語鍛鍊の者なり。次男能貨器量にて、傳を繼ぎ、首書を書出し

候。光茂公召寄せられ、講釋聞召され候。夫れより御宿坊に成し申され候。

能圓―┬能朝―常圓
　　└能貨―能貨

（一）北野能圓　京都北野社々家の出。佐賀藩初から代々月次御祈禱の慣例があつた。

一〇三七　城渡しの時城の持様は一兩人で不意に弓鐵砲を打懸けるまで

或人云ふ。城渡の時、城を持つべしと思立つ者、一兩人ありても、總勢殘らず候故終に城を持ちたるものなし。城の持様は、城請取の衆、城近く參られ候時、城を持つべしと思立ちたる者一兩人、物陰より弓鐵砲を少々打懸くれば、請取の衆騒ぎ立ち、弓矢に仕なすなり。其の時は、いやながら持たでならぬなり。向樣より城を持たせらるゝと云ふものなりと、申され候。

一〇三八　朝倉傳左衞門、小倉裏棚の老人に島原城渡しの觀測を聽く

（一）寛文七年島原の城主、高力左近大夫遠島なり。前方仕置宜しからず、諫言の家老志賀玄蕃（千石）手討にて、段々悪政に付て沒落なり。城渡の時、井上半之助（三百石）「城を持つべし。」と申し候へども、同意の人これ無く、城渡の時は、行列にて肥後へ立退き、追附大祿にて身上在附き候由なり。右城取の衆下向に付て附廻として朝倉傳左衞門仰付

けられ罷越し、小倉にて上使御晝休の間、町中立廻り待合はせ候内、喉かわき候故裏棚に立入り、水所望いたし候へば、老人一人居り候が、「御入り候て御汲み召上がられ候へ。」と申し候。下人に申付け水を呑み候へば、老人、「どなたの衆にて候や。御腰掛けられ、煙草上り候へ。」と申し候。「肥前の者にて候。今度島原への上使、附廻り仕る。」と申し候へば、「さては肥前の御方と承り候へば、御床しく候。誰々様は御存命に候や。」などと尋ね候て、「さて今度島原の城は持ち申すとの沙汰にて候や。」と申し候。傳左衛門答に、「取々の沙汰にて候。」と申し候へば、老人承り、「御年若に御見え候間、後學の爲に話仕るべく候。拙者も昔ははげ鞍に腰を懸けたる者にて候。能く世上の事を見聞致し罷在り候。先づ城を持つ事は成りにくきものにて候。公儀より御無理の仰付の時は、恨み奉る事も候へども、理の前にての御仕置に、弓を引き候事成り難く候。是一つにて候。又城を持ち候時は、遠島の主人御仕置これある筈に候。家來として主人の首の落つる様に仕る事は成り難く候。是二つにて候。又有無に城を持つ行懸の時は、必死の覺悟に候へば、妻子を切捨て籠城いたす筈に候。妻子安穩にては城を持つ事は成り難く候。是三つにて候。斯くの如く申し候時は、今度の島原も、持ち申さゞる筈に候處、持つと沙汰これ有り候には、仔細有る事に

候。其の家中に智慧の有る者進み出で、是非共城を持ち申すべしと、一端申募るものに候。是は後の在附を考へて申す事に候。天下に弓を引くからは、遁るべき様これ無きに付て、妻子を切らぬ内は別條無く城は渡すと思召さるべし。」と申し候由。

（一）寛文七年　島原城主高力左近大夫隆長が藩政紊亂の廉を以て封を没せられたのは寛文八年二月廿七日で、奥州仙臺に流された。

（二）朝倉傳左衞門　泰村。久左衞門光泰（七〇八・註一）の二男で、御目付役を勤め、鍋島齋宮の遺跡を繼いだが、鍋島名字は憚があるといふので、實家の朝倉姓を名乘つた。（八參照）

一〇三九

出家が名將の事を後世に書殘し誤を附けるのは勿體ない

（一）了山法師、隆信公の御弓矢、大概文に書き立てられ候。或僧これを見て難じ申しけるは、「武將の上を出家として文などに書き申し候事、然るべからず候。如何程文法を得方に仕り候ても、武勇の道不案内に候へば、名將の御心入相違これあるべく候。末の代に至つて、名將に誤を附け申す事、勿體なし。」と申され候由。

（一）了山法師　龍造寺隆信時代の僧。梁山和尚とは別人である。傳不詳。

一〇四〇

土井利勝、「世上の評判に詮議が合ふ迄」と漏洩の穿鑿を戒む

公儀御城にて、御老中方御詮議の事　早世上に洩れ聞え候。取沙汰これ有り候に付て、或時御參會の時分、衆座の衆中より、洩し申さぬ事を、世上に風聞仕るは、不審の

事に候。締りの爲、稠しく御穿鑿有るべき由、何れも同前に評議有り。土井大炊頭殿御申し候は、「曾て各御詮議を聞き候者洩し申すにてはこれ有るまじく候。世上に智慧有る衆寄合ひて、此の事は斯樣に仰付けらるべき事と評判致し、其の事が流布仕る事に候。世上の評判に各の御詮議が合ひ申す事は、此の上もなき能事にて候。御穿鑿御無用。」と御申し候由。

石田軍記の内

一〇四一　太閤秀吉の一生、下僕「猿」から關白太閤となるまで

太閤秀吉公は尾張國愛知郡中村に出生、松下嘉兵衞に仕へ、名を猿と云ふ。後に名を羽柴藤吉郎秀吉と改め、信長公に仕へ、筑前守に任じ、後に從一位關白と成り、居城京伏見大阪に構へ、甥三好秀次を養ひ、關白を讓り、京聚樂城に据ゑ、其の身伏見大阪に隱居太閤と稱す。

一〇四二　豐臣秀賴誕生の時、安產祈禱の爲大阪城中に連歌會を催す

太閤の妾、江州淺井備前守長政の女、文祿元年冬より懷胎、同二年八月廿日安產祈禱の爲、大阪城中に於て連歌、花下紹巴發句

大般若はらみ女の祈禱哉

一二は過ぎて産の紐とく　　昌叱

此の百句未だ満たざるに、若君誕生、秀頼公と申せしなり。

一〇四三　豊臣秀次の高野山自害と御小姓山本主殿外側近者の追腹

文祿四年七月八日石田登城、秀次逆心の由讒言す。秀次高野に入り出家、道意と號す。同七月十五日自害（二）（三十一歳）、上使福島左衛門大夫福原左馬介池田伊豫守なり。惣勢一萬餘騎なり。御小姓山本主殿（十九歳）、岡三十郎（同年）、不破萬作（十七歳）先づ切腹す。笹部淡路守秀次の介錯して追腹。立西堂（伽坊主）追腹なり。木村常陸千志摩助熊谷大膳白井備後阿波李、所々にて追腹なり。

（一）三十一歳　豊臣秀次の陽死は、文祿四年七月十五日で、二十八歳であつた。

一〇四四　三條河原の血煙、秀次の遺兒を始め上﨟女中三十餘人斬らる

同八月二日三條河原にて、秀次の若君仙千代丸（五歳）百丸（四歳）お十丸土丸御姫一人之を誅す。上﨟一ノ臺ノ御局小上﨟お妻御前お龜ノ前お和子ノ前山口將監女おちやノ前お佐子ノ前お萬ノ前およめノ前お阿子ノ前お伊滿ノ前お世智ノ前小少將ノ前左衛門ノ後殿右衛門ノ後殿妙心尼お宮ノ前お菊ノ前お喝食ノ前お松ノ前お伊佐ノ前お古保ノ前お假名ノ前お竹ノ前お愛ノ前お藤ノ前お牧ノ前お國ノ前お松ノ前お紋東お三津保見お知

母、右三十四人之を誅す。

一〇四五　太閤秀吉の薨去と豐國大明神

慶長三年八月十八日太閤薨去、六十三歲、東山に葬る。豐國大明神と號す。

一〇四六　德川家康の關東下向と上杉退治

同四年秀賴(七歲)、(一)六月十六日家康公大阪發足、關東下向、上杉景勝退治の爲なり。御供一萬餘騎なり。

(一)六月十六日　慶長五年である。時に秀賴八歲。

一〇四七　德川秀忠の女婿京極宰相高次

大津城主京極宰相高次、秀忠公の御婿なり。松の丸殿と申す。

一〇四八　石田治部少輔三成の生

石田治部少輔三成は、江州石田村地士佐五右衞門子、佐吉と號す。近里の眞言寺の小姓と成り、太閤御小姓に召使はれ、江州佐和山廿萬石なり。

一〇四九　德川家康關東下向の總人數

關東下向の大名、總勢五萬八千餘騎なり。

一〇五〇　西軍大阪着陣の總勢と月日

大阪着陣十三萬三千八百餘騎、七月十九日參着。

一〇五一　家康　秀忠父子下野國小山より歸府

（一）兩公野州小山より江戸御歸府なり。是大阪叛逆相聞え候故なり。

（一）兩公　德川家康　同秀忠。

一〇五二　細川忠興妻の自害、小笠原正齋　河北石見等之に殉ず

七月十七日細川越中守忠興の妻、大阪にて自害、女子（十歳）男子（八歳）殺害。小笠原正齋　河北石見（一）三人自害。乳母二人　女中四人火に入りて死す。是は人質として城内に入れんと有るに依りてなり。

（一）三人自害　忠興の妻自殺の時自害したのは、正保五年の『霜女覺書』（侍女）には「御屋敷にて腹を切り申し候人は、少齋　石見　石見甥六右衞門　同子一人、此の分をば覺え申し候。其の外も二三人も果てられ候由に申し候へども、是れは確と覺え申さず候。」とある。自殺は慶長五年七月十六日夜で、二子殺害の事は謬説とされてゐる。

一〇五三　木下佐渡守、太閤逝去の後肥前寺井に住し鍋島家中となる

若狹少將勝俊は太閤政所の舍兄木下肥後守家定の子にて、伏見の御加番なれども、諸將不和にて京へ隱遁、長嘯と號す。筑前金吾中納言（一）秀秋の弟なり。家定の（二）庶弟木下佐渡守は兄と不和にして加藤清正を賴み、肥後熊本に在り、太閤逝去の後、肥前寺井に

住す。鍋島家中となる。

（一）秀秋の弟　弟は兄の誤。勝俊は家定の長男、秀秋は五男である。

（二）家定の鹿弟　諸寫本鹿弟とある、庶弟の意か。

一〇五四　細川幽齋名護屋在陣中烏丸光廣に古今の箱を預くる贈答歌

（一）細川幽齋高麗陣の時、名護屋在候に付て、古今の箱を（二）烏丸光廣卿に預けらるゝ時の歌

人の國ひくや八島も治まりて二度かへせ和歌の浦波

藻鹽草かきあつめつゝ跡とめてむかしにかへせ和歌の浦波

光廣卿返歌

萬代と誓ひし龜の鑑しれいかでかあけん浦島が箱

幽齋歸陣の時、箱を返されけるとき光廣卿

あけてみぬかひもありける玉手箱ふたゝび歸る浦島が波

御返し幽齋

いかにかく心へだてゝ　を見ぬも浦島の波

浦島が光を添へて玉手箱あけてだに見ずかへす波かな

（一）細川幽齋　名は藤孝。薙髪して玄旨と稱した。幽齋はその號である。將軍足利義晴　同義輝　同

義昭等に仕へ後織田信長に屬し、更に豐臣秀吉 德川家康に歷任して重用せられた。文武に通じ、特に和歌相傳の造詣深く、三條西實隆に古今傳授を受け、朝廷の殊遇を辱うし、晩年を京都に送つた。慶長十五年八月廿日歿。年七十七。法名泰勝院徹宗玄旨。

(二) 烏丸光廣　權大納言。從一位准大臣光宣の子。慶長十四年七月四日公卿姦淫の事に坐して配流されたが、後赦されて復任し、權中納言を經て元和二年權大納言となり、六年正二位に陞叙され、寛永十五年七月歿した。年六十。謚して法雲院と號した。和歌を細川幽齋に學び、又能書家として知られた。本文幽齋が「我若し此の役に死せば、此の箱を以て實條に授けよ」といつて、古今傳授の箱を託した時の事で、光廣廿歳前のことである。

一〇五五　田邊城主細川幽齋、古今傳授の爲勅命に依つて敵の圍を解かる

(一) 田邊籠城の時、(二)三條實條(香雲院)　烏丸光廣(幽齋の孫婿なり、長岡佐渡が婿なり)加茂松の下遣はされ、勅命に任せ實條へ古今傳授、源氏物語奥義、二十一代集口訣の切紙、和歌の三神人丸の正體、八雲の大事傳授あり。其の時幽齋

古も今もかはらぬ世の中にこゝろの種をのこす言の葉

(一) 田邊籠城　慶長五年七月、細川幽齋(藤孝)が石田三成の爲に其の居城田邊城を包圍された時の事で、田邊城は丹後國舞鶴町に在り、舞鶴城ともいふ。

(二) 三條實條　三條西實枝の孫で幽齋の門下。參議。此の時後陽成天皇は、幽齋死せば古今傳授の傳統が絶えることを憂へ給ひ、勅命を以て傳授せしめ、且つ三成の圍を解かしめ給うた。近世に於ける後期古今傳授の起原である。

一〇五六　細川姓と長岡姓、徳川家康再び忠節の名字細川に改めしむ

尊氏十一代の後胤、義晴の四男藤孝なり。（一）母は環翠軒義賢の息女にて、飯川妙佐の妹なり。母後に三淵伊賀守に嫁し、藤孝も三淵が子となる。其の頃泉州岸和田城主細川右馬頭元常、藤孝を養子とす。長岡は昔藤孝京南勝龍寺の軍に戦功これ有りし故、信長公より長岡の庄を拝領し名字とす。

私に云ふ。細川を改めて長岡と稱せられしを、家康公より大忠節の名字たる間、細川と返改すべしと御掟、今に松平を下されずとなり。

（一）環翠軒義賢　清原宣賢（五五一・註一）の事。息女は義晴の妾。

一〇五七　信長の曾孫岐阜中納言秀信

岐阜中納言秀信は、信長公の御孫信忠公の御子なり。三十萬石なり。

一〇五八　石田三成の相婿眞田昌幸

眞田安房守昌幸は、宇多下野守が婿なり。石田と相婿なり。眞田次男左衛門佐幸村は、大谷刑部少輔が婿なり。

一〇五九　徳永式部卿法印壽昌

徳永式部卿法印壽昌。

一〇六〇　關ケ原先陣福島正則　池田輝政

關ケ原先陣福島左衞門大夫正則　池田三左衞門輝政なり。

一〇六一　宇喜多秀家、秀吉の推擧で家を嗣ぐ

備前中納言秀家は、宇喜多和泉守直家息なり。備前美作切順へ、五十萬石を領す。直家死去の時、秀吉の吹擧にて、秀家連續。

一〇六二　立花左近道伯、本知柳川に歸る

立花左近上方へ召されて、當分奥州棚倉にて一萬石下され、法體、道伯と申す。四年の後本知柳川を下さる。

一〇六三　關ケ原役後、德川家康の恩賞に預つた外樣譜代の大名

關ケ原落去、九月十五日なり。今度綸旨を給へる面々。

安藝　備後　紀伊　出雲　隱岐　越前　府中　土佐　若狹

福島左衞門大夫正則　淺野左京大夫幸長　堀尾帶刀吉晴　山内對馬守　京極宰相高次　播磨　筑前　備前　美作　伯耆　丹後

池田三左衞門輝政　黒田甲斐守長政　金吾中納言秀秋　中村一學一忠　京極修理亮高知（イ政）

筑後
豫州松山
因州鳥取
伊勢神邊
丹波福知山
肥後
尾張
同六年二月御普代所領を賜ふ
江州佐和山
濃州加納
三州岡崎
三州吉田
遠州掛川
駿州田中

田中兵部大輔吉政
加藤左馬助嘉明
池田備中守長吉
有馬玄蕃頭豊氏
一柳監物直末 直盛ト一モ
加藤主計頭清政 正方
忠吉卿
井伊兵部少輔直政
奥平美作守信昌
本多豊後守康重
松平玄蕃允家清
松平隱岐守定勝
酒井備後守忠利

豐後
豫州今治
飛驒
濃州高須
能登 加賀
越前
勢州桑名
濃州大垣
三州西尾
遠州濱松
遠州横須賀
駿州府中

細川越中守忠興
藤堂佐渡守高虎
金森出雲守重賴 イ法印長近
德永左馬助壽昌 イ法印昌時
前田肥前守利長 イ勝
秀康卿

本多中務大輔忠勝
石川長門守康通 イ吉良
本多縫殿助康俊
松平大膳正家廣
大須賀出羽守忠政
內藤三左衞門信成

駿州興國寺　天野三郎兵衛康景　イ三枚續　駿州沼津　大久保治左衛門忠佐

上總大多喜　本多內記忠朝　イ出雲守　此の外城地替はらざるは之を記さず。

一〇六四　肥後半國八代の城主小西行長

小西攝津守行長は、肥後半國八代の城主なり。

一〇六五　安國寺惠瓊、東福寺住持の紫衣を十二萬石に替へて還俗す

安國寺惠瓊は藝州沼田郡金山の城主武田刑部少輔信重末子なり。竹若丸出家して頓藏主と云ふ。東福寺の住持紫衣の僧なり。十二萬石に替へて還俗す。

一〇六六　大久保彥左衛門、子孫の爲に追從するとて老中を廻る

大久保彥左衛門は武勇の人にて、兼て氣儘にわるロばかり申され、御老中方へ見舞などもこれ無く候。或時一門衆より、「御手前は上の思召御懇にて御歷々も御崇敬成され候へば、唯今の通りにて御一代は相濟むべく候へども、子孫の爲を思召し、老中方へも折節には御見舞ひ、時代の風に御會釋ども御座候へかし。」と申され候。彥左衛門、「尤もの儀なり。」とて其の翌朝、御老中へ相廻られ候。取次役も御主人方も日比のえせかたぎを存じ、早々御出合ひ、珍しき御出で。」と御挨拶候へば、彥左衛門取合に、「當世は

各へ追従仕らず候へば、子孫の爲に相成らず候由、一門共申聞け候に付て、子共孫共不便に存じ、追従の爲罷出で候。」と申され候由。

一〇六七　大野道賢、火あぶりに會ひ、黒焦になつて檢使を突殺す

（二）大野道賢火あぶりの事

慶長十九年大阪冬陣和談になり、大阪の御城廻り、外堀埋められ候樣にと御約束にて、家康公駿府へ御歸りなされ候。その後にて外堀を總堀と取り成し、悉く埋め申し候。秀賴公の御内大野修理弟道賢入道、この樣子を見、「家康全く和談の心底にあらず、來年は和談を破り、大阪を攻むべき支度なり。味方の者その心を悟らず、要害を失ひ候事是非に及ばざる次第なり。家康手配を致す工夫候へば、來年の備へには、堺の町に隱し勢を仕るべしと、仕組み置き申さるべく候。せめての無念晴しに、堺の町を燒放つべし。」と思案致し、風を見立て放火致し候。道賢附け火とある事、自然と世上に唱へ、家康公聞召され、御心底を考へ、右の如く仕り候儀と御察しなされ、深く御惡み遊ばされ候。夏陣の折仰出に、今度第一番の戰功は、大野道賢を生捕り候者に相極められ候由、御觸れなされ候。これに依つて、諸人道賢一人を目懸け取卷き候を、比類なき働き致し、終に生捕られ候。この段申し上げ候に付、「白洲に引出し候樣に。」と仰付けられ、卽ち御出座にて、高聲に御意なされ候は、

「汝は天下に名を知られたる勇士なるが、今千筋の繩に懸り、諸大名の前に恥を曝す事面目無くは思はぬか。」と仰せられ候。道賢は首をうなだれ居り申し候が、この御言葉を承り、屹とのび上り、眼を活と見開き、「其方を斯くの如く致さんと存じ候へども、運盡きぬれば力及ばず、今生捕となる事、古今の勇士にある習ひ、何ぞ恥とせんや。夫れにて天下心元なし。大たはけなり。」と廣言申し候に付て、愛想盡き御言葉もなし。その時、堺の町人罷出で、「此の者附け火故、我々難儀此の上御座なく候。町の燒跡にて火あぶり仕るべく候間、町人共へ下され候様に。」と願ひ奉り候。家康公聞召され、即ち下され候間、隨分憂目を見せ申すべき由仰付けられ候。やがて檢使罷越し、遠あぶりにて苦しみ候様に拵へ候へども、少しも動き申さず、燒け死に候に付て火を取直し候へば、眞黒に體ばかり見え候が、その儘檢使に飛びかゝり、檢使の脇差を拔取り、唯一突きに突殺し、體は忽ち灰になり候由。

（一）大野道賢。（二五五、一二一參照）

一〇六八　大谷刑部、關ケ原役に小早川秀秋の變心を罵り悲壯の最期を遂ぐ

大谷刑部最期の事

金吾中納言秀秋卿（裏切の事、今度の大將浮田秀家に仰付けられ候を憤りてとも云ふ）關ケ原裏切に付て西方敗軍の折、大谷刑部嘉隆、「金吾殿に一言

申度き事あり。病氣にて眼見えず候間近くへ引參り候へ。」とて、頓て近くに成り候時、金吾殿に向ひ、高聲に申し候は、「元來御自分心元なく存じ候故、昨夜其許へ參り不審申し候處、『此の期に及び賴もしき心底かな、我れ全く異心無し』と御申し候故、『迚もの事に神文を成され候樣に』と申し候へば、安き事とて神文を給はり候。昨夜の儀今日變替裏切の事、何と是が人たる者の仕方に候や。よし畜生と思ふ上は、何事を申すも無益なり。今度の褒美には定めて國の二三箇國御貰ひ候て仕合はせよくこれ有るべし。待つて御覽候へ、三年の內に思ひ知らせ申すべし。我が死樣を見よ。」と、はたと睨み、太刀をくはへて飛び下り、突貫かれて死したり。其の後金吾殿備前美作を下され候。さても刑部が最期の顏面、中納言殿の目を離れず、夜晝恐ろしく思はれ候。關ケ原第三年慶長七年寅三月十五日邪病に侵され死去なり。秀秋は太閤政所の甥なり。筑前の領主小早川隆景の家督、筑前一國並に上筑後二郡東肥前二郡下され候なり。

（一）邪病に侵され死去　小早川秀秋の死去は、慶長七年二十七歲ともいひ、又同八年十月十八日で二十八歲ともいふ。

一〇六九　常住死人、誠の道の歌問答「死ぬるばかりぞ誠なりける」

或人問うて曰く、（一）「聖廟の御歌

心だに誠の道にかなひなば祈らずとても神や守らむ

この誠の道とは、如何様の事にて候や。」となり。答へて曰く、「そなたは歌ずきと見えたり、歌にて教へ申すべし。

何事も皆偽りの世の中に死ぬるばかりぞ誠なりける

常住死人になりたるを、誠の道にかなひたると云ふなり。」

（一）聖廟　北野天満宮の別稱北野聖廟の事、菅原道眞を指す。

一〇七〇　行寂和尚關東土産の秘藏話、顔面の皮の剝様の事

顔面の皮の剝様の事　顔を竪横に切截ち、小便を仕懸け、草鞋にて踏みこくり候へば、はげ申し候由。行寂和尚關東にて承り候との御話なり。秘藏の事なり。

一〇七一　細川幽齋中陰の時、觀世黑雪、燒香の座に哀悼の謠を諷ふ

細川玄旨死去中陰の時、靈前に觀世黑雪燒香致し、引しざり、「をしみても、かへらぬはもとの水、流れはよもつきじ、絕えせぬぞ手向なりける。」と諷ひをさめ、落涙致し罷立ち候由。

一〇七二　細川幽齋の鯉庖丁、突差に九寸五分を拔いて俎を切落す

幽齋は天下鑿七ツ持たれたりと云ふ。或時、鯉の庖丁あり。えせ者ありて、火箸を通し

置きたり。幽齋庵丁押懸けられ、火箸にこたへ候時、九寸五分にて拔打に組切落され候。名人は難に臨みて、なづみなきものなり。

一〇七三　永井傳八郎初陣の功名、敵の嗣子婚禮の座に加增を請ふ

（一）永井傳八郎初陣の事　駒木山城主池田勝入と家康公御合戰の時、傳八郎十五歲にて初陣勤め申され候。父何某安藤彥兵衞に、傳八郎初陣の手引を賴み申され候。勝入方打負け、駒木山本陣に取詰め、勝入打つて出で候處、彥兵衞渡合ひ槍附け、傳八郎を呼びて、「首捕り候へ。」と云ふ。傳八郎乘懸り、かぶとを取つて、「初首に坊主首はいやなり。」と云ひて立退く。其の時勝入見返り、「天晴器量の若者かな。日本に隱れなき武勇の大將池田勝入齋なるぞ。首取つて末代迄の高名にせよ。」と云ふ。傳八郎立歸り、首掻落し、家康公に見參に入れたり。安藤槍附けたる事を申さず、傳八郎が手柄にせられしなり。其の後勝入息（二）三左衞門和談になり、家康公の婿に御取成され候。聟入の時、永井に面談致すべき由に候。公を初め何れも氣遣ひ候處に、永井聞附け、「三左衞門殿親の敵なれば、今日の御肴に、我等が首御望有るべき事必定なり。此の節罷出でざるは瑕瑾なり。」と云ひて、則ち御座に出で候處、三左衞門盃をさゝれ、「我等父勝入が首を其方十五歲にて打取り、比類なき高名、日本が日本たる間は、其の隱れ有るべからず。知行何程下され

候や。」と尋ねられ候。七萬石の由家康公御會釋成され候へば、「斯樣の大剛の者には不足に候。御加增下され度く。」とこれ有り、卽座に十五萬石に召成され候。永井家、信濃守增上寺にて討果され候。

（一）永井傳八郎　直勝。本文は天正十二年四月九日長久手の合戰で傳八郎が大垣城主池田信輝を討取つた時の事で、時に廿二歲であつた。勝入（信輝）が駒木（小牧）山城主とあるのは誤。

（二）三左衞門　池田勝入の二男輝政。後の姬路藩主。婚禮は文祿三年で家康の女督姬を娶つた。時に輝政三十一歲。直勝三十二歲。

一〇七四　定家卿の再來東福寺正徹雪の曙の歌、盆の歌に遠島を赦さる

東福寺の書記（一）正徹は、歌道の名人。或時五條邊へ齋に參り候折節、大雪降り、途中にて驚の飛びかへるを見て、

飛びかへる雲井の鷺の羽風よりわが色こぼす雪の曙

さて其の家にとゞき申され候へば、亭主出會ひ、「今曙の夢に、定家卿御來臨、飛びかへる——と御詠歌候と見申し候」由、語り申され候へば、「それは只今途中にて我等讀み申し候。」と申され候。さては定家卿の御再來にて候と申し候て、世上に其の沙汰これ有り候由。徹書記戀の歌に、

千早振神の御鉾の露もらし國とならずば君を見ましや

又島山匠作亭十二月の歌の内に、

ちらせたゞ見ぬもろこしの鳥もねず桐の葉わけの秋の三日月

と讀み申され候に付て、遠島仰付けられ候由。一說に遠島とは京都御拂の由。暫く山崎に居り申され候由。配所にて

中々になきたまならば古郷へ歸らんものをけふの夕暮

是は盆の歌なり。此の歌にて歸參仰付けられ候由。家集を草根集と申し候由。

（一）正徹　京都東福寺清巖和尚。徹書記とも稱した。冷泉爲尹　今川了俊等について和歌を學び、藤原定家を崇拜して特異の歌風で知られた。家集『草根集』がある。長祿三年五月九日寂。年七十九。

一〇七五

「ひとたまひ」とは乘車　副車とも二輛給はるをいふ

（一）ひとたまひのおくに、おしやらるゝ車を給はる時、乘車　副車とも二輛給はるを一たまひと云ふなり。副車の跡に押しやらるゝとなり。

（一）ひとたまひ　人だまひで、從者に給ひて乘らしむる車卽ち後乘りのこと。副車ともいふ。源氏物語に「御車ども立てつづけければ、人だまひの奥におしやられて」とある。孝白本には、本文の冒頭に「源氏頭書にあり」と書入がある。

一〇七六

鳥取藩士京都で朋輩の敵を斬り、其の言譯に奉行を感嘆さす

松平相模守殿（因州鳥取城主）御家來何某、京都へ借銀役に罷越し、町屋に借宅致し罷

在り候。或時人通り見物に、表通りに出で居り候處に、道通りの者申し候は、「唯今の喧嘩は松平相模守様衆にて候と申し候」由、話して通り申し候。右の人之を承り、「此方の朋輩爰元にて喧嘩致し候と申す儀心元無く候。頃日江戸詰替の者見物の爲返留致し候。多分此の者共にてこれ有るべく。」と存じ道通りの者へ所を尋ね、息を切つて駈附け候へば、朋輩討留められ相手留めさし申す時分にて候。則ち詞を懸け、相手兩人打捨て罷歸り候。此の段御奉行所へ相聞え、右の人召出され、「其方は朋輩の喧嘩に荷擔致し、御法を相背かれ候。愈其の通りにて候や。」と仰聞けられ候。右の人承り、「拙者田舍者にて、各様の御物言、其の理承り分け難く候。今一遍仰聞けられ候様に。」と申し候。御奉行衆御立腹にて、「耳聞えざるに候や。喧嘩の方人致し、人を双傷候は法度を背き、掟を破りたるにてはこれ無きや。」と仰せられ候。其の時御請申し候は、「御意の通り漸く承り落ち候。御法を背き掟を破り候と仰聞けられ候へども、全く法を相背かず、掟を破り申さず候。其の謂れは人間は申すに及ばず、一切の生類に命を惜しみ申さぬ者は御座なく候。私も別して命は惜しく御座候。さりながら朋輩の喧嘩致し候と申す沙汰を、空しく聞かずして罷在り候ては、武士道を取失ひ候儀と存じ、其の場に駈附け候。朋輩討たれ候を見候て、おめ〳〵と罷歸

り候はゞ、命は生き延び申すべく候へども、武士道はすたり申し候。武士道を相守り候て大切の一命を捨て申し候は、武士の法を守り武士の掟を背き申さゞる爲に候。一命の儀は早其の場にて捨置き申し候。早々御仕置仰付けられ候樣願ひ奉り候。」と申し候。御奉行衆御感心淺からず、其の後何の御構もこれ無く相模守殿御方へ、「よき士を御持ちなされ候。御秘藏成され候樣に。」と仰越され候由。

一〇七七　有馬家臣山田覺右衞門の義心、徹頭徹尾駈込み殺害人を圍ふ

（一）有馬中務大輔殿京都の屋敷留守居、（二）山田覺右衞門と申し候。或時、覺右衞門長屋へ、衣類に血附き候者駈込み、家來へ申次ぎ候は、「某何年以前、どなたにて覺右衞門殿へ御近附になり申したる者にて候。火急の御用に候て、唯今御目に掛りたく候間、玄關へ少しの間御出會ひ下され候樣に。」と申し候。家來承り、覺右衞門へ申し聞け候へば、「成程左樣の人近附になり候事これあり候。何の用事なるべきや。」と案じ居り候。家來申し候は、「着物に血附き居り候。」と申し候に付て「さては合點なり。」と申し候て、卽ち大小差し、出會ひ候處、右の人申し候は、「唯今遁れ難き事にて、人を殺害いたし候。卽座に切腹仕る儀殘念に存じ、仔細候故御自分を相賴むべくと存じ、走り込み候。跡より追手かゝり申し候、御かこひ下さるべくや。」

と申し候。覺右衞門承り、「御仕舞は何となされ候や。」と尋ね申し候。右の人申し候は、「兩人は止め迄差し、一人は手負ひ逃げ延び候に付て、力に及ばず。」と申し候。覺右衞門篤と承り届け、「殘る所なき御仕舞にて候。奥へ御通り候へ。」と、家來に手水茶たばこなど出させ、覺右衞門は直ちに門番所へ參り、番人になり居り申し候。然る處、大勢押掛け、「此の御屋敷へ殺害人駈込み候を附届け候。差出され候へ。」と申し候。覺右衞門承り、「何事を申され候や、取違ひにてこれあるべく候。」と、（三のめづらに取合ひ候へども、「確に附込み候上は、僞らせ申すまじく。」と申し候。覺右衞門申し候は、「それは證據が候や。」と申し候。追手共、「見届け候が證據にて候。御屋敷へ御入れなされずと申す證據候や。」と申し候。覺右衞門申し候は、中務兼ての申付に、駈込者入れ申さゞる樣にと候に付て、主命に替へて入れ立て申す儀にてこれなく候。これが證據にて候。」と申し候。「さらば御屋敷を搜し申すべし。」と申し候。其の時覺右衞門立向ひ、有馬が屋敷を其方などに搜させ候て、番人の一分立つべきや。仔細を聞分けず大名の屋敷に踏込むべくと申す狼籍者、一人もあますまじきぞ。」とて刀を拔き、番人共も一同に拔連れて切懸け申し候に付、追手の者共迷惑致し、色々斷り申し候て歸り申し候。然れども駈込み候儀は、見届け候者確にこれあるに付て、右

の段御奉行所へ申上げ候。それに付覺右衞門召出され、右の段仰聞けられ候。覺右衞門承り、「曾て此方へ參り申さず。」と申上げ候。御奉行衆仰せられ候は、「其方何と隱し候ても、其の紛れこれなき由訴へ出で申し候上は、最早かこひ候儀相成らざる事に候。物がむつかしくなる事に候間、早々出し候樣に。」と仰聞けられ候。覺右衞門申し候は、「さては是非も御座なく候。有體申上ぐべく候。私儀數年の留守居役、年罷寄り候者にて、各〻樣方にも御懇に仰下され、諸人に名を知られ候者に候が、此の事にて外聞を失ひ候儀面目なく候て、唯今迄僞り罷在り候。成程此方へ駈込み、拙者を偏へに頼み申す由申し候。然れども中務大輔爰元屋敷の掟書に、駈込者隱し置き申すまじき由書き載せ相渡し置き候。主命背き難く候て、近來不義理の事に候へども、右の譯申し聞け、裏門より潛かに出し申し候。」と申し候に付、御奉行衆尤もなりと御感じ、訴訟人共へ、「有馬屋敷御詮議なされ候へども、隱し置き申さゞるに相極り候。外を探促仕り候樣に。」と仰付けられ候。覺右衞門は罷歸り、殺害人疵など養生仕らせ、暫くいたし候て、路銀など呉れ、差出し候由。

（四）その脇、（五）四條河原にて狂言仕り候。

（一）有馬中務大輔　久留米藩主有馬頼元。（一一一一・註一）

(二) 山田覺右衞門　久留米藩士。延寶年中有馬家に召抱へられ、三百石を拜領し、御馬廻格　御使番格　京都屋敷在番御留守居等を勤め、元祿八年三月百石加增、御先手物頭格　京都定詰となり、享保四年歿した。本文は元祿年間の事であらう。山本本には角右衞門とあるが、孝白本並に有馬家記錄に據る。

(三) のめづら　ぬらりと、空とぼけて、すましてゐる顏。今も方言に「あの人は、のめづりやアしとッ。」などいふ。

(四) その脇　その當時の意味。

(五) 四條河原　京都四條河原。

一〇七八

德川家康、緣に飛んだ一枚紙を拾うて手を拭く、月舟和尙の偈

(一) 權現樣一枚紙の事　或時、家康公御佛參の砌、御前に諸大名伺候の節、御鼻紙を一枚御取り御腰に御はさみ御手水御使ひなされ候折節、風吹き、御鼻紙を吹散らし、緣の方へ落ち候を、御走り附き候て、紙を御取り、御手を拭かれ候。伺候の衆見候て、ひそかに笑ひ申され候。家康公大音聲にて「何れもは今の仕方を見てをかしく候や。我等が天下はこれにて取りたり。」と仰せられ、濡紙を座中に御投げ捨て、奥へ御入りなされ候由。

(二) 月舟和尙、(三) 板倉周防守殿の菩提所三河(四)長圓寺の住持になられ、周防殿參會の時は、自餘の話一事もこれなく、權現樣御話ばかりにて候。周防殿幼年にて、御小姓

相勤め候時分の事の由にて、右一枚紙の話を召され候處、月舟忽ち當機いたし、頻りに落涙、三日寢食をわすれ、胸を突通し候樣にこれあり候由。それより權現樣御位牌を建て、一生の内、毎朝毎晩禮拜致され候由。周防守殿は御小姓より段々立身の由なり。

此の時、(五)月舟の偈、別紙に記す。月舟一派一枚紙の工夫と云ふ。

(一)權現樣　德川家康。
(二)月舟和尙　肥前武雄出身の高僧。(六五三・註二)
(三)板倉周防守　重宗。(六五三・註三)
(四)長圓寺　三河實洞宗の名刹。(六五三・註四)
(五)月舟の偈　この時の月舟の偈に曰く、

覿面分明拈出用，一枚白紙亦爭空，
至今八十有餘歲，大地都盧掌握中

月舟は、明曆元年三十八歲の時長圓寺第五世住持となり、十一年間在住した(六五三・註二)。板倉重宗は、明曆二年に歿したから、月舟が此の話を聽いたのは、三十八九歲の時である。

一〇七九

盤珪和尙の語、他力自力を賴まず前念後念を截斷し當念に住せず

(二)盤珪和尙の示しに、他力を借らず、自力を賴まず、前念後念を截斷して、當念に住せずんば大道現然すと。

（一）盤珪和尚　禪僧。字は永琢。萬治二年播磨龍門寺開山となり、後勅命により京都妙心寺に移つた。熊澤蕃山と陽明學を論じて之を摧破し、大いに名聲を擧げた。元祿六年寂。年七十二。大法正眼國師の諡號を賜うた。

一〇八〇　相馬家臣猛火の中に飛入り、主家の系圖を腹中に收めて燒死す

（一）相馬殿の系圖を（二）チケンマロカシと云ひ、日本一の系圖なり。一とせ屋敷不圖燒亡の時、相馬殿御申し候は、「家居も器材も又追附作りて出來るものなれば、殘らず燒いて苦しからず候。然れども當家第一の重寶の系圖を取出さゞる事殘念なり。」と御申し候。供仕り候侍の內一人、「拙者取出し申すべき」由申し候。相馬殿を始め朋輩共も、最早家殘らず火かゝり候へば、何として取出すべきや。」と笑ひ申し候。此の人かねて不辨の人にて、さして用にも立たず候へども、首尾これある人に候故、傍に勸め居り申し候。此の者申し候は、「日頃は不調法者にて御用にも相立たず候へども、何時ぞ一命を御用に立つべしと覺悟致し罷在り候。この節にてこれあるべし。」と、火の中に飛入り申し候。さて火鎭まり候てより、「右の者の死骸なりとも見出し候樣に、不憫の事に候。」と御申付け候故、方々探し候處、居の間の庭に燒死に居り申し候。引立て候へば、腹より血流れ居り申し候。腹の內に系圖は入れ置き、少しも損じ申さず

候。それより血系圖と申し候由。

（一）相馬殿　磐城國中村藩主。

（二）チケンマロカシ　平將門以來相馬家に傳はつた祕藏の寶劍の名稱らしく、『奥相茶話記』附錄にはチケンマルカンとあり、『東奥中村記』には血劍圓振と書いてあるとのことである。由來は判明しない。

一〇八一　元政法師灼艾の吟、「只一分の膚を惜しみ何ぞ五尺の身を忘れん」

灼艾ノ吟

只惜二一分膚一　何忘二五尺身一　艾煙不レ須レ斷　豈是意爲レ薪　元政

一〇八二　鈴木正三の修行、剃つた髪の毛を火にくべても臭ひせず

正三は、鈴木九太夫と申したる御旗本にて候。委細は驢鞍橋に見え候。要門和尙隨仕の内、髪を剃り申し候處、「剃毛を火鉢にくべて見候へ。もはや臭氣はあるまじ。」と申され候に付て、剃刀に付き候毛を、火にくべ候へども、何の香も仕らず候。その時、正三申され候は、「匂はなき筈なり。我覺え有り。修行は斯くのごとく仕屆けねば成らず。」と申され候由。要門和尙直の話なり。

一〇八三　易は中らぬが本體、占は吉でも惡をすれば凶、凶も善をすれば吉

易經相傳に、占は中るものと思ふは誤なり。中らぬが本體なり。易はカハルと訓む故

なり。占、吉なれども悪をすれば凶となり、占凶なれども善をなせば吉となるなり。孔子の「我に數年をかして竟に以て易を學ばゞ、大なるあやまちなかるべし。」と仰せられ候は、易經修學の事にてはなし。易の本體を學んで數年の間善道を行はゞ、過あるべからずと、或人の話なり。

一〇八四　平野權平の豪快「御手前の家中に成りては緣から小便が出來ぬ」

平野權平殿は、賤ケ嶽先登七本鎗の内なり。後に家康公御旗本に召成され候。或時、細川殿へ振舞に參られ候。御亭主御申し候は、「權平殿の武篇は日本に隱れもなき事にて候。斯樣の大勇士を唯今の通りの小身にて召置かれ候儀、殘念にて候。さこそ御不如意にこれ有るべく候。我等家中になど御成り候はゞ、領知半分は遣し申すべき」由御申し候。權平殿兎角の返事なく、不圖座を立ち緣に出で、正面に立ちはたかり、小便を致しながら、申され候は、「御手前の家中に成りては、爰から小便する事がならぬ。」と申され候由。

一〇八五　本多佐渡守、秀忠を呵る家康の口に手を當てゝ短氣を諫む

關ケ原御一戰の時、秀忠公木曾路御登り候處、眞田安房守支へ申すに付、御遲參成され候。家康公御立腹にて、（二）「佐拋大明神も、御照覽候へ。汝が顏を二度」と仰せられ

候時、（二）本多佐渡守御口に手を當て、「先はいはせ申さず候。」其の御短氣ゆゑ、三郎殿御失ひ、未だ御懲成されず候や。」と申され候に付て、其の儘座を御立成され候由。秀忠公は關ケ原御遲參、御一生御後悔の由。佐渡守殿老後には、御前にて安座頭巾御免成され候由。

（一）佐拋大明神　猿投　狹投　酒投とも書き、「さなげ」「さなぎ」とも訓む。愛知縣西加茂郡猿投村猿投山上にあつて日本武尊の御兄大碓命を主祭神として祀る。今の縣社猿投神社である。

（二）本多佐渡守　相模甘繩城主本多正信。此の時六十三歲。

一〇八六　太閤秀吉、家康に人の仕立樣を尋ね、犬猿の區別を納得す

家康公御内、成瀨小吉を、太閤より御所望候へども、小吉罷出でられざる儀は、松永軍書に相見え候。其の時太閤仰せに、「家康公の家來は格別に相見え候。いか樣、人の仕立樣これ有ると見えたり。是非共御傳授有るべき由」仰せられ候。家康公聞召され「曾て何の仕樣も存じ申さず候」由、仰せられ候へども、强て御尋に付、「別に替りたる儀も御座なく候。私心持に百石以上の者は犬の樣に仕り申し候。其の下は猿の樣に仕り申し候。」と仰せられ候へば、太閤暫く御目をふさがれ候が、「篤と合點致したり。今日より人の仕樣、そなたの弟子に成り候。」と、仰せられ候。その時御小姓衆笑ひ申され候。家康公御歸以後、御呵成され、「何事を笑ひ候や。」と仰せられ候

へば、御小姓衆申され候は、「家康の家來は、皆畜生にて候や。」と、申され候。太閤仰せに、「大猿のわかり、仔細ある事なり。」と御講釋成され候由。

一〇八七　大融和尚、醫師に迫られて念力を以て死人を蘇生せしむ

參州の大融和尚、或病家へ御見舞ひ候處、「唯今相果て候。」と申し候に付て、「今など斯樣にある筈にてはこれ無く候が、養生不足にては無く候や。殘念の儀に候。」と申され候。醫師其の家に居り候が、障子越に承り、以の外立腹致し、則ち出合ひ「養生不足にて、相果て候と仰せられ候を承り候。尤も下手醫師にて候へば、左樣にもこれ有るべく候。出家は法力これ有ると承り傳へ候。此の死人祈り活され候へ。其の事驗無くば佛法は益に立たざる物にて候。」と申し候。大融も迷惑に及び候へども、さすが佛法に疵を附け候事、私事にあらずと存じ、「隨分祈り活かせ申すべく候。暫く御待ち候へ。身拵仕る。」と申して、寺に歸り、（二）押附參り、死人の傍にて坐禪仕られ候。暫くして死人息つき出し、蘇生仕り候。半年程ながらへ申し候由。此の事滋然和尚直に尋ねられ候處、少しも相違これ無く候。扨其の祈樣相傳申すべき由にて、話し申され候は、「宗旨に用ひざる事なれば、素より祈禱のすべ存ぜず候へども、唯法の爲と、はまり候に付て、寺に歸り、上り物の九寸五分を研ぎ候て、懷

中致し、死人に向ひ、『若し法力有る物ならば、忽ちよみがへれ。』と念じ候。若し蘇生仕らず候はゞ、云ひかゝりたる事に候へば、腹かきやぶり、死人にいだき附き、相果つべしと覺悟を極め候迄にて候。」と申され候由。

大融和尚は、（二）水野監物殿歸依にて、常々出入仕られ候。物を貰ひ申すべしとては、手をつがね崇敬仕り着物などを乞ひ申され候。又ふくべに酒を入れ、不斷腰にさげ候て居り申され候が、酒きれ候時は、監物殿へ參り、「御銚子酒を拜領仕るべし。」と申して、ふくべに入れ申され候。歸りには監物殿送り出でられ候に、大融手を出し、「監、はいりやれ。」と、申され候由。或時大融逐電候故、監物殿より方方探促の處、「非人の内に見え候。」と申す者あり。監物殿工夫にて、施行を行はれ候。非人共集り居り候に、奉行人、「此の施行を垣の内に入らずして取り候へ。」と申し候。其の時非人の内より、「爰になげい、取らうぞ。」と申し候。「それ捕へ候へ。」と申して取込め候へば、大融にて候由。

（一）押附　追附、間もなく。今も佐賀地方では追附の事を「おしつけ」といふ。

（二）水野監物　忠善。三州岡崎城主。剛勇を以て聞えた。延寶四年八月九日歿。六十五。

一〇八八

湛然和尚、死を決して狐憑の娘を祈禱し古狐を退治す

（二）梁重和尚上方在留の時分、越後浪人に懇意の者あり。娘一人持ち候が、念の野狐附きて祈禱數を盡し候へども、放れ申さず候。梁重和尚へ御頼仕るべき由申し候。宗旨にこれなき事と斷り申され候へども、「是迄にて果し申すべく候間、是非御加持なされ下され候樣に。」と據なく申し候に付て、「さらば（二）理趣分を繰りて叩き離して見るべし。」とて、机の向ふに娘を据ゑ、理趣分を繰りて經にて叩き申され候。一晝夜座も去らず祈り申され候へども、曾て驗もこれなく候に付て、後には鞭を以て叩き伏せ申され候。夜明けに娘相果て申し候。親申し候は、「さて〳〵本望の儀に候。存生にても畜生にて候。御經の功力にて來世助かり申すべく候。」と申し候。梁重も是非なき宿業と觀念、出家して人を打殺し、ながらへて面目なく候間、自害致すべくと覺悟を極め、寺に歸り取仕舞ひ申され候處、使參り、「卽ち御出で下され候樣に、家內に狐何百疋となく入込み申し候。」と申來り候故、若し變りたる事もあるやと參られ候へば、狐は皆逃げ申し候。不思議なる事にて、娘の死骸を見られ候へば、息を突出し申し候。水藥などあたへ、段々覺附き蘇生致し、本氣に罷成り候。「憎に打殺したる者に候へば、狐は死に申すべく候。屋敷內改め候樣に。」と申され候て搜し候處、最前祈禱致され候床の下に古狐死に申し候。卽ち二十五丈の袈裟にて包み、葬禮

丁寧に引導致し、葬り申され候由。直の話の旨なり。

（一）梁重和尚　湛然梁重和尚。

（二）理趣分　理趣経の事。主に眞言宗で朝夕讀誦する経文。梁重和尚は曹洞宗であるから、加持祈禱の事を宗旨にない事といふのである。

一〇八九　中院通村、勅使として江戸に下向し下乘を拒んで引返す

（一）中院通村公（通茂公の祖父なり）後水尾院様の御時、勅使として江戸御下向、御登城の時分、下乘有るまじき由仰せられ候。御番衆、先例の由申され候。通村公仰せに、「法を知らぬ者の例を取りて下乘する事有るべきや。勅使の下乘する法なし。」と仰せられ候。然れども御番衆合點仕らざるに付、「さらば勅諚達すまじき」由仰せられ、御引返成され候。夫れに付て、傳奏屋敷にて、三年蟄居成され候。此の時、（二）御製五首これ有る由（御製集にあり）。通村公の御子、通純卿御早世にて候。通純公の御子、從一位内大臣通茂公にて候。仙洞様御在位の時分、松ノ木殿の御姫御寵愛、此の御腹に御出生五ノ宮様を御位に卽けらるべき由。「一ノ宮様は蝕の日御出生に付、王位相成らず候。公卿詮議仕るべき」の旨、勅諚にて候。何れも御同意の由、申上げられ候。通茂公、御一人御得心これ無く「左様に遊ばされ候ては、天下に道は絶え申すべき」由、仰上げられ候。双一ノ宮様の外叔小倉殿は、當座に、蝕の日出生の帝王聖主の例、和漢を

引きて申上げられ候。然れども五ノ宮様御位に即かせられ候。其の節通茂公は、七年蟄居成され候。小倉殿は、伊豆に遠島にて候。かゝる無道の世に、ながらへて詮無しとて、絶食廿一日めに、相果てられ候。御子歸參仰付けられ候。其の時、流人の内より餞別仕り候。

見隱れし芦間のひかりあらはれて雲の上まで飛ぶ螢かな

(一) 中院通村　村上源氏右大臣師房の後裔中院通勝の子で、寛永元年武家傳奏となり、同六年權大納言に任ぜられ、後水尾天皇の御信任が厚かつた。本文は寛永六年後水尾天皇御譲位の事に參畫し、幕府に通報しなかつたといふので江戸幕府に憎まれて武家傳奏を罷められ、後江戸に幽閉された時の事である。堂上歌學の家で、鍋島光茂の後室榮正院（中院通純の女）の祖父である。歸洛後大納言に進み、承應二年二月廿九日歿。年六十六。

(二) 御製五首　後水尾上皇が江戸幽居中の中院通村に下賜し給うた左の御製である。

思ふより月日へにけり一つだに見ぬはおほくの秋にやはあらぬ

秋風に袂の露も古郷を忍ぶもじずり亂れてや思ふ

いかにまた秋の夕暮ながむらん憂きは數そふ旅の宿りに

見る人の心の秋は武藏野も姨捨山の月やすむらん

何事も皆よくなりぬとばかりに此の秋風にはやも告げこせ

一〇九〇

眼は身中の尊き物、日月の如く汚れを忌む——眼療治の祕法

眼療治の事　目は人の眼なりと心得べし。一身の内にて、尊き物は眼なり。天に日月

有るが如し。仍て汚れを忌むなり。假にも汚れたる物を近づくべからず。若しいらふ事あらば、大指の中の節にていらふべし。汚れざる所なり。かくの如く心得たる時、眼に威出來て病を去る。祕藏の事なり。若し頻りに病む時は、清き水を清き器に入れて、湯にわかし、新しき天目に入れ、新しき布をひたし、鹽を入れ、湯の内にこし入れて、新しきもみの切れにて、眼の廻りを洗ふべし。湯加減は、眼に覺えて好き程にすべし。忽ち癒るなり。ゆめ〳〵藥を用ふべからず。これ（二）朝倉傳なり。

（一）朝倉傳　朝倉氏の祕傳の意。朝倉氏は、生國伊豆で、久左衞門光泰德川家康に仕へ、鍋島勝茂室（岡部長盛の女、高源院）の附人として肥前に下り、代々鍋島家來となつた。光泰の孫女は鍋島宗茂幼少の頃から御局を勤め、名を朝倉と稱した。この朝倉氏を指したものであらう。

一〇九一　旅中物忘れせぬ呪「珠數　掛絡　手巾に跡見よソワカ」

出家出入の眞言に、（一）「珠數　掛絡　手巾に跡見よソワカ」。旅などにて、就中物を落さぬ爲に能きなり。

（一）珠數掛絡手巾に跡見よソワカ　掛絡は掛絡とも書く。略袈裟の事。僧侶が珠數と掛絡と上帶とを落さぬやうに注意したことから起つた物忘れせぬ爲の眞言。ソワカは密教で呪文の末に唱ふる祝福の意味の梵語。瀧澤馬琴の羇旅漫錄に「小休の時、オンアトミソワカ〳〵と三べんづゝ唱へて、その席をたつべし。かくすれば物をわすれず。」とある。「オン跡見ソワカ」の意であらう。

一〇九二　德川家綱將軍家督の時、後見保科肥後守　守役酒井空印

嚴有院様十一歳にて、将軍に成らせられ候。其の時分、御三家は在府、御後見保科肥後守、御守酒井空印なり。

一〇九三　南光坊の豫言「徳川家は五の指をふせて六代目の起る時が大事」

（一）南光坊御申し候は、「松平の御家、五の指をふせて、六代目の起る時が大事」の由に候。（權現様御若年の時御夢合せ、參河の是寺の住持にて候）夫れに付、家宣公は元に御返り、家康公の御子様分にて、御一字をも御取成され候由。御尊骸も、台徳院様の通り、增上寺へ御收まり成され候由。

（一）南光坊　天海僧正。（一一二九・註一）

一〇九四　俊乘坊の丈六盧遮那佛建立、御禮伊勢詣の歸途遷化す

俊乘坊は、日本に丈六の盧遮那佛を建立し、末世の衆生を救はんとの、誓願を發され候。夫れに付、「三國の人民結緣のため三國勸化の志有りといへども餘命なし。依つて伊勢に參詣し、衆生濟度の爲に、我に長命を免し給はれ。」と祈られ候。願の如く三國勸化し、大佛建立成就して、御禮の爲伊勢へ參詣致し、下向の道にて遷化なり。（多賀に其の跡あり。）

一〇九五　蠟燭のしんの切様　消様　附様　燈の消様は公界の仕事

蠟燭のしん切様の事　立筋に切るべきなり。消様、しん切つて、吹き消してさかさまに成すべきなり。附様、本火のしんを突懸けて附くべきなり。公界仕事なり。能々嗜むべき事なり。燈は掻立て消すべし。臭なく又用ふる法なり。

一〇九六　元政法師線香の偈「絲頭の亂緒白雲香し云々」

題ニ線香一

絲頭亂緒白雲香　變態百興終不常
清話濃時尺還短　安禪倦處寸猶長　元政

一〇九七　佛法と武士道に分別はない、分別がつくと臆病になる

江戸（一）鐵牛和尚へ、（二）山本五郎左衛門面談、佛道を承るべき由申し候へば、鐵牛答に、「佛法は分別を取つて除くるまでなり。別に何の事もこれなく候。士の上にて譬へて聞かせ申すべく候。憶の字は立心扁に意の作なり。意は分別なり。本心に分別が附きたる時、憶病者になり申し候。武士道に分別出來て武勇成るべきや。これにて了簡あるべし。」と、申され候由。

（一）鐵牛和尚　當時江戸の名僧。鐵牛道機、自牧子と號した。石州の人で、萬治二年閣老稻葉正則に請ぜられて江戸に出で、名聲高かつた。下總麻湖の開拓者である。元祿十三年寂。年七十七。

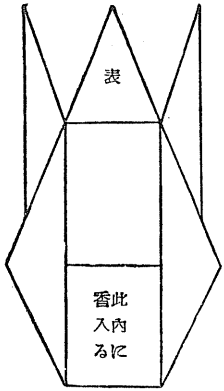
（二）山本五郎左衛門　常朝の甥常治。（九・註三）

一〇九八　中院通村の指南、上臈の物言は詞少なく下臈の眞似せぬ事

中院通村公へ關白殿の御子、御指南御頼に付て、御出の後、附け置かれ候御家臣を、通村公召出され、「最早御幼年と申す御歳にてもこれ無く候處、御物言上臈の格式に違ひ、下臈のまねを成され候事、是非に及ばざる次第に候。是は附け置かれ候衆の大形にて候。今日の灘座にも『障子をあけい、燈をかゝげい、料紙を持てこい』と御申し候。『障子を、燈を、料紙を』にて聞え申し、あげ、かゝげ、持てまゐるは、下臈の業にて候。かやうの事これ無き樣、相心得べき」旨仰せられ候由。

一〇九九　燒香持參の時の包樣、杉原を二重に折り折目は裏左方に

燒香持參の時包樣の事



杉原にて二重に折りて作る。折目は裏の左の方に成る樣にすべし。紙の程二重に折りたる處、四寸五六分角にして。

一一〇〇　江戸城類燒の時、松平伊豆守疊を裏返しにし殿中に女道を作る

江戸御城御類焼の時、松平伊豆守殿、殿中の通り道一筋、疊を裏がへしになし、女の道に定められ候に付て、即座に男女の別立ち申し候。

二〇二　徳川家光、島津飛驒守の落馬作法に感心し重ねて落馬を所望す

大猷院様、島津家の大追物御上覽の時、島津飛驒守落馬仕り候。此の時の作法、御感成され、重ねて、落馬御所望成され候由。

二〇三　眞田昌幸、關ケ原役に義を立てゝ父子兄弟敵味方となる

慶長五年家康公、景勝御退治の爲、關東御下向、野州小山にて伏見落城の到來聞召され、下向の諸大名召出され、「今度秀頼公の御下知と稱し、石田叛逆の由に付て、是より上方へ引返す事に候。各所存次第石田方致さるべく候。少しも遺恨に存ぜざる」由仰せられ候。其の時長岡越中守忠興一番に進み出で、「石田叛逆たる上は則ち御味方。」と申上げられ候。次に副島左衞門大夫正則、「石田叛逆ならば御味方、秀頼公上意ならば御敵に罷成るべく候。上方にて實否承り届け候上、相極むべし。」と申され候。餘は皆「御味方」と申され候。爰に眞田安房守昌幸、石田謀計たるべきとは推量にて候。秀頼公上意とこれ有る上は、御敵に罷成るべく候。然れども家康公日來の御厚志忘れ難く候へば、嫡子伊豆守信幸を御味方に進じ申すべく候。次男左衞門佐幸村は、某老身

の介副に仕るべし。」と申切つて座を立ち、「父子兄弟、敵味方と成りたる験に、信幸が一矢射よ。」と下知し、暫し戦つて引分れ、居城信州上田へ引籠り、秀忠公、木曾路御通路を遮り奉り候。昌幸義を立て家を立てたる智謀の義士と云ふべし。金丸氏話。

一一〇三 戦場で敵を討取るには鷹の鳥を取るやうに見込んでから

古老云ふ、戦場にて敵を討取るは、鷹の鳥を取るが如し。千羽の中に入りても、初めに見込みたる一羽の鳥ならでは目は附けぬものなり。又毛附けの首といふは、あの何縅の鎧武者を討取るべしといひて、取りたる首をいふなり。

一一〇四 少し心を靜むれば敵前も薄月夜、切り懸かれば疵は負はぬ

(一)甲陽軍鑑に、何某、「敵に向ひたる時は、くらやみに入り候様に覺え候。それ故か手疵數多負ひ候。御自分は數度の高名に、疵を負はれぬ事何と召され候や。」と尋ね申し候。何某返答に、「敵に向ひたる時は、なるほど闇になり申し候。その時、少し心をしづめ候へば、薄月夜の様になり申し候。それより切りかゝり候へば、疵などは負はぬと覺え申し候。」と申し候。時の眞の位あるべき事なり。この返答、(二)馬場美濃守なり。委しく(三)古老物語に見えたり。

(一) 甲陽軍鑑　武田信玄の家臣高坂弾正昌信が、天正三年勝頼に呈するため、信玄に關する戰功

軍律軍法その他を選錄したもの。二十卷。「武士道」なる語は同書に初めて見えてゐる。

(二) 馬場美濃守　名は信勝。甲州武田家の驍將で、初名景政、中頃氏勝と稱し、後信玄の意によつて信勝と改めた。軍略に通曉し、信玄に從うて川中島その他諸所の合戰に加はり殊功あり、信任最も厚かつた。天正三年五月廿一日、長篠の合戰に奮戰して自刎した。年六十二。

(三) 古老物語　享保頃の人山下淵庵著『古老物語』のほか諸種の『古老物語』がある。軍記や、武功その他種々の物語等を輯錄したもの。『葉隱』成立當時の著述である。

一一〇五　火消の立附は尻をからげて着け、革頭巾は手に持つて煙を拂ふ

江戸火消の衆立附の着樣は、まづ尻をからげて、その上に立附を着申され候由。直に立附を着候へば、足重く働きわろく候由なり。又革頭巾を火事場にては手に持ちて、煙を拂ひ、頭には鉢卷したるがよしと。革頭巾をかぶり候へば、物音大きに聞え、働きにくきものに候由。

一一〇六　鐵砲玉に齒形を附けると水をくゞる、御狩には印を切附ける

鐵砲の玉は水に當りて野打ち申し候。玉に小刀目か齒形か附け候へば、水をくゞり申し候由。又御狩などの時は、玉に印を切り附け候へば、自然用に立つ事これ有り候由。

一一〇七　月舟和尙、態とつくろうて卷物を讀み、板倉周防守に褒められる

(一) 月舟和尙は、板倉周防守殿菩提所三州長圓寺住持勸められ候。入院の脇、隱居當

住を周防守殿請待有り。御亭主唐筆の巻物を持ち出され、「久しく持傳へ候へども、文字讀め申さず候。御慰みに御覽候て御讀み候樣に。」と御申し候て、隱居の前に差置かれ候。唐筆の草文字にて、殊の外讀み兼ね申す墨跡にて候。隱居一覽候へども讀め申さず、「これは月舟に讀ませ申すべし。」と申し候て、月舟の前に遣り申され候。月舟一遍見候て、殘らず讀め申し候へども、讀み兼ね候風情にて、成程(三)不辨に少し讀みかけ、隱居に向ひ、「此の字は何にて御座あるべくや、斯樣にも讀み申すべくや。」と尋ね伺ひ候て、又少し讀みかけ、右の通り仕り、つづり讀みに讀み仕舞ひ申され候。さ候て、月舟庭見物に參られ候跡にて、防州御申し候は、「月舟は、いかうようござる。」と褒美にて候由。此の事、月舟直の話、(三)了意和尙承り候由なり。その頃は、未だ年若に候へども、拔群の器量にて候となり。

(一) 月舟和尙　長圓寺住持となつたのは明曆元年三十八歲の時である。(六五三・註二)
(二) 不辨に　ふべんに。態と危なげに、下手に讀むこと。
(三) 了意和尙　了爲和尙と同人。高傳寺第十九世住持。(二〇八・註一)

二〇八　毛利秀元の義心と剛勇、關ケ原役に德川家康を歎稱せしむ

關ケ原一戰の時分、毛利一族參會して、家康公に參るべきや、石田に附くべきやと評議あり。甲斐守秀元、「家康の味方然るべし、我に任せられよ。」と申され候處、吉川進み

出で、「石田方に參るべくと早返答に及びたり。」と云ふ。秀元聞きて、「さては力に及ばず、士の一言金鐵よりも堅し、此の期に臨んで、我同意せざるとて、變替に及ぶは毛利家の恥なり。」と云ひて、一家の軍勢を、秀元引具し、關ケ原にて家康公の御陣近く備を立て、堅く守りてにらみたり。家康公の御旗本より、此の備を見附けて、「まづ毛利一備を討つべし。」と云ふ。家康公聞召し、「秀元は無雙の勇士なり。此方の手を出すを待居り、死狂ひすべき樣子なり。構へて手向ふべからず。」と深く制し給ふ。さて石田方討負け、四方八方に逃げ失せぬ。家康公御陣を全うし、押道堅固にて、京都へ赴かせ給ふ。秀元は猶も備を堅うして、家康公の御行列の跡に喰附きたり。御旗元衆、「すは毛利勢したひ候間、討散らし申すべき」由申上げ候。公聞召され、「全く手差すべからず。」と再三御とゞめ、京都御着遊ばされ候。秀元京都まで慕ひ附きて引退く。その勇勢無雙の大將に候。その頃批判したりといへり。又はやり歌に、「吉川味噌に毛利豆腐附けて辛いが宰相」と諷ひ候由。（秀元は宰相なり）。

一一〇九　徳川家康、蜂の巣と圍爐裏の燒栗とで三子の人と爲りを試す

（一）尾張樣紀伊樣水戸樣御十歳前後の時分、家康公御庭に御同道成され、大きなる蜂の巣を御落し成され候。蜂あまた飛出し候故、尾張樣紀伊樣は、御驚き御逃げ成され

候。水戸様は、御面に附き候蜂を御取り、片端より御放ち捨て、終に御退き成されず候。又或時、家康公、大圍爐裏に、栗あまた御くべ候て召置かれ、御三人様御呼び成され候。栗に火廻り、一度にはね申し候。御兩人は、御驚き御立退き成され候。水戸様は、はね出で候栗を御取り、御ゐろりに御投げ入れ、少しも御驚き成されず候由。

（一）尾張様　紀伊様　水戸様　尾張様は家康の第九子義直、紀伊様は同第十子頼宣、水戸様は同第十一子頼房。頼房十歳の時は、頼宣十一歳、義直十三歳で、家康は七十一歳である。

二一〇　徳川家康、甲冑姿で入棺を遺言、神體は血塗りの陣刀

（一）權現様御神號は、御存生の内の御願にて候。御遺言に任せ、御陰骸甲冑御帯し御棺に入らせられ、（二）久野山に御收り、後に日光山御移り遊ばされ候。又御病中四月十三日に、御陣刀にて罪人御切らせ、血附き候儘にて久能御宮御神體に成され候。「東國は皆手に入り、死後にも別條有るまじく候。西國心元なく候間、切先を西國の方へ向け込み置き候様に」仰付けられ候由。

（一）權現様御神號　徳川家康歿後、朝廷から東照大權現の廟號を賜はつたのは元和三年二月二十一日で、更に正保二年十一月詔して東照宮の宣下があり、同月九日勅使菊亭經季江戸に下向して宮號宣下を傳達した。

（二）久野山　久能山のこと。駿河國安倍郡久能村久能城址。

二二二　有馬頼元、鶯を放つて拷問を戒め、盗賊の死罪を止めしむ

筑後久留米の侍従（二）有馬中務大輔頼元は、賢君の由取沙汰あり。或時、家中の侍奸謀の詮議これあり候處、全く私欲仕らざる由申し候。家老共吟味にて、拷問仕るべき由披露を遂げ候。（三）中書申され候は、「前々より侍を拷問したる例これなく候間、無用。」の由に候。然れども、家老中合點仕らず候に付て、力に及ばれず拷問致し候處、奸謀の旨申出で、仕置申付けられ候。其の翌年、中書、小鳥好きを致され、「小倉に九州無双の鶯これある由に候間、價に構はず求め候様に。」と申付けられ、莫大の金子にて乞ひ取り候を、別けて寵愛候て、侍一人附け置かれ、餘人は見申す事も罷成らず候。或時、茶道小僧に申付け、右の鶯を潜かに庭に放させ申され候。さて、小僧は宿元に歸し遣き、他言仕らざる様に申付けられ候。右鶯心遣の侍、餌飼仕るべくと籠を見候へば、鶯失せ申し候に付て、早速耳に達し候處、「不屈者多分盗み取り、他所へ賣り申したるにてこれあるべく候。きびしく詮議仕り、猶偽り候はゞ拷問仕り候様に。」と家老共へ申付けられ候。既に拷問に及び候時、「此の上は有體申出づべく候。薩摩へ遣はし賣り申し候」由申出で候。家老共披露の時、右の小僧を呼び出し、初めの次第を申させ、「侍たる者は拷問におよんで死後までの恥

と存じ、無き科をも引受け申す事歴然に候。以来侍の拷問無用。」と申付けられ候由。又或時、盗人を死罪申付くべき由、家老共披露致し候處、「下々の者は、(三)一端不義をも仕るものに候。死罪には及ぶまじき」由、申付けられ候。家老共承り、「以後の締りに罷成らず候間、是非死罪に仰付けられ候様に。」と申し候に付、「さ候はゞ、随分此の者殺し申すべく候間、此の者以後の締りになり、重ねて盗賊出來仕るまじく候。若し盗賊出來候はゞ、家老共不調法に罷成るべき由、證人差出し申すべきや。」と候に付て、理に伏し、盗人助け申され候由。

(一) 有馬中務大輔頼元　久留米藩主頼利の子。元祿八年侍從に任ぜられ、寶永二年七月二十日歿した。年五十二。

(二) 中書　中務の唐名。中書は殿中書記の義である。こゝでは、有馬頼元をいふ。

(三) 一端　ひとはし。いくらかなどの意。

三三　江口東庵の實見談、劍術の相弟子浪人街頭で見事な敵討

江口東庵醫學の爲、江戸番丁吉田一庵老所へ罷在り候時分、近所に劍術の指南者これ有る故、折々稽古に參り候。浪人弟子居り申し候が、東庵方へ參り、「某儀數年の本望唯今相達し申す事に候。兼て御心安仕り候故、御知らせ仕る」由申捨て罷歸り候。東庵心元なく存じ、追附き參り候處、向より編笠をかぶり候者參り候。劍術

の師匠四五間先に立ち行違にしたたかに鞘當仕り候。此の者見歸り候時、右の浪人笠をぬぎ捨て、敵打の由高聲に名乘り懸け申し候。前後に氣をとられ候を、何の手もなく討果せ申し候。其の近邊の屋敷々々町屋家々より祝儀を申し候儀夥しく候。銚子なども持出し申し候由。東庵話の旨なり。助右衞門殿話。

二二三　見世棚を踏崩した伯樂の一言「其の見世棚の分は公儀の通の內」

江戸通町を馬口郎罷通り候處、馬狂ひ候て、見世棚を踏崩し候。何とも申さず罷通り候故、家主咎め候へば、「其の見世棚の分は、公儀の通の內なり。」と申し候て罷通り候由。

二二四　猪狩獵犬の見方、口脇の小髭二筋あるのが上等、仔犬の育て樣

（一）猪犬のキハ見樣の詞、「目か油か、尾か棹か、毛か釰か、日本國か尻のすか。」又傳授に、口脇の小髭一筋あるは氣過、二筋は上、三筋は氣弱なり。又犬子にて猪を喰はせて能く喰ふは、逸物に成るなり。又生れ候時、懸け候て、其の內に重きが逸物なり。又打呵る事なく、撫でさする事なく、食物少しづゝ度々に喰はせ候なり。

（一）猪犬のキハ見樣　猪狩に使ふ獵犬の素質の見方をいふ。キハは際で、分際、才能のこと。肥前の獵犬は特に優れてゐたらしく、享保四年夏佐賀藩主鍋島吉茂が五島侯から獵犬三匹を所望

され、多久茂明に命じて多久産の犬を贈つたことが『水江事略』に記されてゐる。詞の意は、目は油ぎり、尾は立てた時は棹の如く、毛は針の如く、肛門は大きく引締つてゐるのがよい、との意味であらう。

一一一五　「功者の武士は抜かぬ太刀の功名」殿中双傷に水野監物の物腰

御老中（一）井上主計頭殿を豊島刑部殿中にて討果され候事　主計頭殿、末の娘を、太田備中守子息に縁組有り度き通り、兼て出入心安にて、刑部へ相頼まれ候。刑部取持ち、備中守と相談相済し、其の返答申し達すべくと、主計頭殿方へ節々刑部参られ候へども、面談これ無く候。備中守よりは催促これ有り、後には刑部追従に不埒の義を申されたる様に相成り候に付て、討果され候由。此の時、（二）水野監物殿は主計頭殿の婿にて候。早速登城候て、先づ刑部が死骸のかぶせ物を取りのけ、口に手を當て息を聞き、腰の物に手を懸け罷在り、其の後主計頭殿死骸を見届けられ候由。功者の武士は抜かぬ太刀の功名かと申扱ひ候。

（一）井上主計頭殿を云々　寛永五年八月十日、老中井上正就が目付豊島信満の爲に西城に於て殺害された時である。

（二）水野監物　忠善。（一〇八七參照）

一一一六　増上寺法事中の双傷騒ぎに讀經中の僧侶一人も振向かず

延寶八年五月廿四日増上寺に於て嚴有院様御法事半ば、（一）永井信濃守殿を内藤和泉守

殿討果され候事　御經讀半ば、御役人大勢列座の前を、和泉守通られ候が、信濃守前に成り、「信濃守覺えたるか。」と詞を懸け、首を打落し、信濃守も小さ刀に手を懸け、少し拔懸けられ候由。其の時傍に居り候人（二）遠山主殿なり）拔打に和泉守の腕を峯打にて、脇差を打落され候。又一人は（三）伊奈兵右衞門なり）立上り、「二の目仕る。」と聲を懸け、和泉守の後に廻り、腮に手を懸け引立て投伏せ（長袴のすそを引きてうつぶせに引倒し候とも申し候）、懷中紐にて搦め、勝手に引立てられ候。其の節見向きたる僧、一人もこれ無く、經奉行の出家、屛風持出で、其の處を立切り、役人參り、疊取替へ、死骸裏門より差出し、御法事少しも懈怠これ無く候由。又一人（遠山主殿直に山門へ走出で候共）山門へ走り出で、御番衆へ此の次第申し達し、兩人の供の者居込み、少しも騷ぎ申さず候。即刻上聞に達し、其の夜靑松寺にて和泉守切腹なり。落書

むかしより和泉守は切れものでながい命をたつた一うち

此の時永井伊賀守十三四歲、增上寺參詣、此の樣子を見て、遙の所より駈附けられ候を、御番所御無用と申して、押留め候由。永井一家なり。

（一）永井信濃守殿を云々　宮津城主永井尙長が將軍家綱の法事に關し鳥羽城主內藤忠勝と爭ひ、殺害されを事件である。實は延寶八年六月廿六日で、忠勝は翌日切腹を命ぜられた。（五〇五參照）。

（二）遠山主殿　頼直。
（三）伊奈兵右衛門　忠往。御膳奉行。

一一一七　若年寄稲葉石見守の殿中双傷、老中殘らず立向うて石見を切る

貞享元年八月廿八日御城に於て、御老中堀田筑前守（御老中上座）を稲葉石見守（若年寄）討果され候事　石見守殿脇差にて筑前守の腹を突通し、くり廻し申され候。大事の敵は斯くの如くかとなり。此の時御老中殘らず御立向ひ候て、石見守を切伏せられ候。大久保加賀守初太刀の由なり。

一一一八　淺野内匠頭の殿中双傷から赤穂浪士の義擧、一同の死罪まで

元祿十四年三月十四日殿中に於て、吉良上野介を淺野内匠頭討果され候事　吉良は高家役、淺野は公家衆御馳走役なり。上野介手疵二ケ所淺手なり。梶川與惣兵衛（御留守居番）淺野を抱留め候。吉良を平川口より宿元へ遣はし、淺野も平川口より差出され、田村右京大夫（御奏者番）へ御預け、即晩切腹、此の事大下馬へ相知れざる内、兩人の屋敷屋敷へ御目付罷越し、家中を靜め、供の者共は事濟み候てより承り附き、罷歸り候由。

同十五年十二月（二）十五日、淺野浪人四十七人吉良本庄の宅へ夜討、同十六年二月四日

何れも死罪に仰付けられ候なり。

（一）十五日　十四日の誤で、翌十五日泉岳寺に引揚げた。

二二九　徳川綱吉の法事中、上野宿坊で前田采女正、織田監物を討果す

（一）常憲院様御法事半ば、上野宿坊にて前田采女正殿、織田監物殿討果され候事此の始末追て之を尋ぬべし。

（一）常憲院様　五代将軍徳川綱吉。

二三〇　細川忠興の妻、留守家老小笠原正齋等に心境を語つて自害す

慶長四年石田叛逆の時、關東下向の大名の妻子を人質と爲し、伏見御城に取入るべくと候節、まづ長岡宅御城より一番目の屋敷にて、妻子を召上げらるべき旨上使遣され、忠興妻女御請に、「夫の留守に、女の身として登城仕り候儀迷惑に候間差免され候様に。」と御斷申上げ候。重ねて上使の節も、同前に申上げ候。三度目の上使、「若し異議候はゞ手込に仕り、召連れ候様に。」と上意の旨申達し候。忠興妻室之を承り、「此の上は力及ばず、登城仕るべく候。女の儀に候へば、身拵入り申すべく候。御苦勞ながら上使暫く御待下され候様に。」と申達し、留守家老小笠原正齋川北何某石見何某を呼出し申聞けられ候は、「我等事越中守殿と夫婦に成り候後、父明

智日向守殿不義の行跡に付越中守殿意見召され候へども、承引これ無く候故、不義の人と縁を結び置く事叶はずと候て、我等を離別召され候。然る處に父日向守程なく滅亡に付て、我等身の置所これ無く候處に、此の節越中守殿より使を給はり、昔は日向守不義に付て離別せし處、今浪々の身と成り不便なり。其の上道路に恥を晒し、越中守が妻女なりと云はれては、一分立たざる所なれば呼取り申すべくと候て、又々立歸り、男女の子二人出生候。此の厚恩生前に報じ難き事と兼々思込み候。然るに此度御城へ召させられ、力及ばず、罷出で候ては、越中守殿への一分立たず、且は家康公の御味方にて候處、妻子人質に取られ候と聞召し候はゞ、恩愛の道にて心も替り候時は、夫に不義の名を取らせ申すにて候。然れば越中守殿へ恩報じに唯今自害を致すなり。妻子相果てと候と聞召し候はゞ、憤り深く成り、彌無二の忠節も召さるべく候。時刻移り候てはならず、居の間に早く燒草を積み、我等自害を見て火を懸け候へ。召使の男女は心々に落ち行きて、越中守殿へ面談候はゞ、此の趣を委しく語り候へ。」と云ひて、居の間に入り、十歳の女子に此の趣を申聞かせ、引寄せて差殺し、八歳の男子に向ひ、「武家に生れたる驗に腹を切れ。」と申され候に付て、「心得申し候」と押肌ぬぎ、小脇差を腹に突立て候時、憂目を見せんよりはと、頓て首を打落し、其の身自害召され候へば、燒草

に火を附け、思ひ〳〵に働き、火の中に駈入りて死するもの多かりしとなり。七月十七日の事なり。此の後妻子籠城の事相止み候なり。

二三二三　大勢込み合ふ所へ行く時には替草履を懐中したがよい

大勢入込み候場へ参り候時は、替草履懐中したるがよし。御供の時分などは、御草履の爲にも成り候なり。

二三二三　藤原鎌足が流れ木を拾うて得たる名香蘭奢待、八重垣と改めらる

蘭奢待は、東大寺勅封の御蔵に有り。鎌足の大臣、流れ木を拾ひ上げ給ひし名香なり。御卽位の時分、一寸四方を召され、八重垣と名を替へられ候。跡は満合ひ候由なり。

二三二三　留めは意趣切の事、無禮を咎むる端的の御掟は一刀切

御國醫師何某在江戸の時、御旗本何の源兵衛殿父子同道にて罷通られ候處に、跡行列を割り候者を、家來打捨て申し候。源兵衛殿見返り申されず、家來に樣子を聞き「苦しからず。」と申して罷通られ候。然る處に、跡より辻番人附け來り候旨、家來源兵衛殿に知らせ申し候。源兵衛殿申され候は、「棒を持ち參り候や。」と尋ねられ候。「成程棒を持ち參り候。」と申し候に付、申付けられ候は、「何某と申す者にて候。行列わりを切捨て候に付送り候は、尤もにて候。棒を持ち候儀は無用と申すべ

き」由申付けられ候。さ候て源兵衛殿宿元へ歸られ候へば、臺所にて家來共寄合ひ、「何と御仕舞ひ候や。とゞめ御さし候や。」と申し候へば、右の人申し候は、「旗本奉公する者が、ふせんさくの儀を申され候。留めは意趣切の事に候。主人の難に成り申し候。無禮をとがむる端的の一刀は、御掟に候。斯樣の類は一刀切のもの」の由申し候を、右醫師承り候由。山本五郎左衛門へ話の由なり。

一一二四　薩摩の家來面を割られた同心の歸りを待受けて切伏す

薩摩の家來、百人番所の前を、眠りて通り申し候を、同心見附け候て、「眠らせらるな。」と云ひて、棒の先にて突き申し候處、顏に當りて血出で申し候。此の時血を拭ひ、さらぬ體にて罷通り候。晩景に大勢を連れ、騎馬にて同心歸りを待請け、乘り懸り飛び下り、詞をかけ、切伏せ、其の外追ひちらし罷歸り候。追付屆これ有り候へども、「此方の者にてこれ無し。」と取合ひ候て相濟み候由。

一一二五　堀田正盛若年の頃將軍家光より拜領の名器茶入を叩き割る

大猷院樣御園にて、（二堀田殿若年の砌、柳生殿相伴にて、御手自ら御茶下され、捨子（捨子は壺なり。名物の御茶入なるべし）の御茶入を堀田殿に拜領させられ、「若輩にて茶入の重寶なる事を存ずましく候。日本に隱れなき名物、價などは親甚十郎が身上いくつ

合はせても償はぬものぞ。」と上意なされ候。堀田殿茶入をいたゞき居り候が、忽ち柱に當て打割り投捨て申し候。暫くして申上げ候は、「我等式とは申しながら、怜を立て候者に、價の上意は御情なき義と一遍にせき上り、御前をも憚らず慮外を働き、重科遁れ難く候」由申上げ候なり（後加賀守と改む）。

（一）堀田殿　堀田正盛。（一〇三二・註一）

一二二六

豐太閤と太田三樂、「吾は一德もないが天下を取る事が得方」

太閤樣、（一）太田三樂に仰せられ候は、「そなたは智仁勇を兼ねたる良將なり、されども小身なり。吾は一德もなし、天下をとる事が得方なり。」と。

（一）太田三樂　太田道灌の曾孫資正。武藏國岩槻城主。越後上杉氏に通じ、屢北條氏と戰つた。天正十九年歿。年六十六。太閤よりも十歲の年長である。

一二二七

細川幽齋、隱居後肥後へ和歌を送つて家中の出國を留む

幽齋隱居以後、在京なり。肥後にて家中異議出來、暇を乞ふもの數人の由相聞き、幽齋短册二枚送られ、忽ち靜まり申し候。

越中守へ
眞菰草つのくむ程の澤邊にはつながぬ駒も放れざりけり

家中へ
相坂の嵐の風はさむけれど行衞しらねばわびつゝぞぬる

一二二八

德川家康の關西觀「濱松から西は將軍の居所ではない」

家康公御意に、「濱松より西は、將軍の居所にあらず。都近くして、風俗よわし。」と仰せられ候由。金丸氏話。

一二二九　天海僧正の生立、産湯の桶に鯉、旅宿の密夫を斬つて出京

（一）天海僧正出生の時、産湯として桶に水を汲み入れ候へば、鯉入りたり。「料理すべし」と云ふ者もあれども、「此の悦に」と云ひて放したり。博士參り候て、「此の人天下の主なり。然れども鯉を放したる故、果報失せたり。出家にならば、將軍に劣らぬ果報あるべし。」と申す。親共悦び、出家に成し申し候（畿内の百姓なり）。十七八歳の比修行に出で行き、暮れて宿を借る。夜半に物音して、男一人來り、天海を引起して（一）櫃を荷なはせ、女一人附き來り、山中にて天海に穴をほらせ候が、淺しとて男入りて掘りたり。其の時櫃に添へたる脇差を抜き、男を突殺し、女を殺さんとせしに、女手を合はせて「命を御助け候へ。」と申し候。「己は密夫に本の夫を殺させ候と見えたり。家内一式を我に與へ候はゞ、助くべし。」と申し候へば、請合ひ申し候故、財寶殘らず取り、右の女は尼になし、其の身は京都に出で、信長公に謁し、其の後家康公にたより御祈禱仕り、御政道の御助言をも申上げ候。秀忠公　家光公　家綱公四代の御祈禱、御心の儘に修し、得壽百五十餘にて遷化なり。死去の時は、御城に聞え、家光公則ち御出で候處に、はや

事切れ候。御落涙にて、「御遺言はこれ無きや。」と御尋ね候に付て、一封の物差上げ申し候。御覧成され候へば、綸一つ有り。「祕筐有るべし。」と御尋ねに付、二箱差上げ御披き成され候へば、天海大僧正の綸旨、慈眼大師の綸旨なり。寢間には袈裟と酒樽一つあり。外には何もなし。南光坊の事なり。

一）天海僧正　天台宗の傑僧。江戸上野東叡山寛永寺の開山。元龜 天正の頃戰塵の巷に往來して德川家康に重用せられ、秀忠 家光三代に仕へて祈禱を修し、將軍家の信任厚く、京都と江戸との間に斡旋する所多かつた。慶長十二年比叡山南光坊に住し、南光坊とも稱した。寛永二十年十月二日寂。年百八。慶安元年四月諡號を慈眼大師と賜はつた。

（二）櫃　本夫の死骸を入れた櫃。

一一三〇　天海僧正和歌の引導、變生男子の祈禱、生辨財の法等々

（一）家康公の尊骸、日光に駿河の久野より御越の時、御棺に向ひ、御引導、「あればある、なければなきに、するがなる、くのなき神の宮移りかな」此の一首なり。家光公御老後に、初めて御子御懷胎に付て、天海へ（二）變生男子の御祈禱御賴成され候處、「（三）元三大師自筆の像叡山にこれ有り候を、信長一戰の後、轉傳して今伊勢國にこれ有り候。これを本尊に仕り候はゞ、祈り果せ申すべき」由申され候に付、則ち上使立ち、其の寺に寺領御付け御所望に付て差上げ候。やがて家綱公御誕生なり。又「目黑行嚴院再興の

訴訟相叶ひ候やうに」と江島參籠の旨、天海聞召し、則ち呼返し、「生辨財の法を修し見すべし。護摩を焼き候様に」と御申し候に付、御城へ使僧を遣はし、御老中を招かれ候處、御前より「急ぎ罷越し候様に」と上意にて、早速罷越され候由。その時行嚴院訴訟の儀を、天海御申し候へば、寺々よりも訴へ大分の儀故御吟味相濟まざる由に候。然れども此の寺は格別なり。則ち申付けらるべき由にて、奉行を呼寄せ、即座に申付けられ、住持歸られ候へば、はや普請始り居り候由なり。

上野元三大師（四）月待の時も、慈眼大師同座なり。是遺言にて候。物咎め有るも慈眼大師なり。

（一）家康公の尊骸　家康の遺骸を久能山から日光に改葬したのは、家康の遺命といふので天海僧正の主張に依るもので、元和三年三月十五日久能山を發し、四月八日日光山に葬つた。本文の引導は天海のそれである。

（二）變生男子　變成男子とも書く。女身變じて男子となることで、こゝは男子出生の祈禱である。

（三）元三大師　天台宗の高僧、良源。延喜十二年九月三日に生れ、永觀三年正月三日寂した。年七十四。故に世に元三大師と稱した。天台座主となり、天元四年圓融天皇の御惱を再度祈禱して靈驗あり、大僧正に任ぜられた。京都盧山寺に自筆の遺告狀があり、自筆畫像は延暦寺及び寛永寺に傳はつてゐる。寛和三年慈慧大師の諡號を賜うた。

（四）月待の時　元三大師の爲に月待回向を行うた事をいふか。天海（慈眼大師）は修驗祈禱の先達

として元三大師を崇敬し、同座を遺言したのである。山本本には「上野寺々へ元三大師月移の時も」とある。爰には孝白本に據つておく。天海は元三入寂五百五十一年後の出生である。

二三三　徳川家康末期の一矢、寢ながら半弓を絞つて天井を射通す

權現樣御臨終の時分、半弓を御取成され、御平臥ながら矢を番ひ、天井をはつしと射通し、そのまゝ御息絶え候由。天下取に御成りなされ候事は、末期の一矢に有りと申し傳へ候由。

二三四　關山國師、末期に斧を揮つて自足を切折り結跏坐を組む

（一）關山國師は、ちんばにて候故、坐禪も半跏坐にて勤められ候。末期に斧を持ちて、自身足を切折り、結跏坐を組み、辭世を書かれ候。

截二斷佛祖一吹毛常磨機輪轉處、

と書きて息絶え、筆を投捨て、牙を嚙み相果てられ候。鐵堂和尙側に居られ候が、忽ち末句を次ぎ申され候。虛空嚙レ牙。

（一）關山國師　臨濟宗妙心寺派の開祖。始の名慧眼。嘉曆四年山城大德寺宗峰妙超大燈國師に就き、雲門關を發得して一偈を打し、關山と號し、慧眼を改めて慧玄と稱した。花園天皇・後醍醐天皇の御歸依厚く、妙心寺を創立して開山となつた。正平十五年十二月十二日寂。年八十四（一說六十四）。佛心覺照大定聖應光德勝妙自性天眞放無量光等の勅諡があり、明治天皇勅して無相大師の諡號を賜うた。

一一三三 日光は頼朝家康天海の三社權現、日光の出家話

日光は三社なり。頼朝家康天海（日光の出家話の由、丹羽藏人話なり）

一一三四 小幡上總介、罪なき妻を去らぬ義心に武田信玄を感服さす

（一）小幡上總介妻女、小幡駿河守娘にて候。駿河守追放の後、上總介妻を離別仕るべき旨、家老共存寄にして申聞くべき由、信玄申付けられ候。之に依り上總介を召寄せ、屋敷を圍み、此の旨申し達し候處、上總介申し候は、「士のちなみは、よき時ばかりにてなし。此の場に及んで科なき妻を去り、路頭に立たせ候ては、上總介が一分立ち申さず。士は不義を以て恥とす。夫れ共に主命は力に及ばず、御内意の分にては罷成らず候。又主を妻に思ひかへ、逆意存ずべき上總介と思召し候はゞ、此の座にて切腹すべし。」と申し候に付、一座理に詰り、信玄に披露候へば、「我等誤なり、彼が心を引き見ん爲に申し候。」とて、殊の外褒美なり。

（一）小幡上總介　名は信眞（信貞とも）。憲重の長子。始め上杉憲政の臣で、後甲州に入り武田信玄に仕へ、十八歳の時から屢軍功あり　諸具皆赤色を許され、毎に先鋒となつた。野史には、同國箕輪城主長野業政の女を聚り、業政が信玄の爲に滅ぼされた後、信玄は其の妻を去らしめて武田氏と婚せしめんとしたとある。入道して忠甫齋と號した。文祿元年十一月廿一日歿。年五十二

一一三五 武田信玄の「不法の法」追放者の送り酒宴を止めさす

(一)信玄家中にて、誓言には、「山を越え申すべし。」と申し候由。これは追放の時、領境の山を越え申す故にて候。然るに、追放の者へ暇乞として因みの者、彼の山にて名殘を惜しみ、酒宴など仕り候。「此の事宜しからず候間、停止すべし。若し相背き候者は(二)曲者たるべし。」と申し渡され候へども、相止まず候。この事披露候へば、信玄申し渡され候は、「曲事を顧みず、朋輩の別れをしたふ志、感じ入りたり。」とて一倍の加增あり。この以後、送り酒宴相止み候由。これを不法の法といふ。

(一)信玄家中　甲斐武田信玄の家中。信玄名は晴信。德榮軒と號し、永祿の初め法名を信玄と改めた。天正元年四月十二日歿。年五十三。法名法性院機山信玄。龍造寺隆信より八歲の年長であつた。

(二)曲者　こゝは、正しくない、くせびとの意味で『葉隱』の他の場合に用ひられた曲者とは、別である。

二三六

雲居和尙、妄語したとて立歸つて山賊に金を與へ敎化す

松島の(一)雲居和尙、夜半に山中を通られ候を、山賊出でゝ捕へ候。雲居申され候は、「我は近邊の者なり、遍參僧にてはなし。金銀は少しも持たず、欲しくば着物をやるべし。命は助けよ。」と申され候に付、「さてはむだ骨折したり、着物などは用事なし。」と云ひて通し申し候。一町計り行過ぎて雲居立歸り、山賊を呼返し、「我妄語戒を

破りたり、銀一つ前巾着にあるをうろたへて忘れ、銀子これなしと申す事、是非に及ばず候。卽ち遣はし候間取り候へ。」と申され候。山賊感に絕え、則ち髻を切り、弟子になり申し候由。

（一）雲居和尙　土佐の人、希膺といふ。姓は小濱、雲居はその字で、把不住軒と號した。大阪陣に塙團右衞門と共に籠城、後諸國を行脚し、伊達侯に請ぜられて松島瑞巖寺に住し、中興の祖となつた。萬治二年八月寂、年七十八。又一說に、塙團右衞門（鐵牛和尙）の子で、元和元年大阪夏の陣に、父團右衞門が戰死した時、その遺骸を求めて厚く葬り、仙臺伊達侯に聘せられて奧州に赴いたとある。本文は、その途中東山道美濃國靑野原における出來事である。『近古史談』には、この時七人の草賊に遭ひ、求めらるゝまゝに財布ぐるみ與へたが、賊更に追跡し衣服をねだつたので、「然らば先づ我が生命を取れ。」と端坐して動かなかつた。賊之に感じて弟子となり、松島瑞岸寺に赴いたとある。

一一三七

旗本夜會碁の喧嘩に、雪隱から出合はせ氣轉を利かせて拔討

江戸にて、御旗本衆四五人、夜會碁を打ち申され候なかば、一人雪隱へ參られ候。その後にて口論出來、相手を一人切伏せ、燈消え騷動仕り候に付、雪隱より駈出で、「皆々御しづまり候へ。何の事もなく候。某請取り申し候。燈出し候へ。」と申し候に付て、燈を出し、皆々しづまり候時、相手の首打落し候て、申し候は、「我等武運盡き、喧嘩の座に在合はさず、臆病者なりとて切腹は極りたる事に候。さなく候て

も雪隠へ逃げ申し候などといはれて、言分ならず、腹を切らで叶はぬ場になりたり。獨り恥かきて死なんよりは、相手を切殺してなりとも死ぬべしと思ひ、かくの如く仕り候。」と申し候。この事上聞に達し、御褒美の由。

一二三八　座頭の崖落ち――落ちぬ前は心配だが落ちて見ると却つて安堵

或山中を座頭共十人計り連れ立ち通り候が、崖の上を通り候時、皆々足ふるひ、大事にかけ、膽を冷やし参り候處、眞先の座頭踏みはづし、崖に落ち申し候。殘りの座頭共聲を揚げ、「やれ〳〵かはいなることかな。」と泣きさけび、一足も歩み得申さず候。その時、落ちたる座頭、下より申し候は、「氣遣ひ召さるゝな。落ちたれども何の事もなし、中々心安きものなり。落ちぬ内は大事を思ひ、落ちたらば何とすべきと思ひし故、氣遣ひ限りなく候が、今は落着きたり。各も心安くなりたくば、早く落ちられよ。」と申し候由。

一二三九　北見若狹守、配所に在つて毎朝上下を着け江戸の方を拜む

北見若狹守殿御預けにて、桑名へ相越され候節、宿々にて方角を尋ね、江戸の方を跡になし申されず候。夫れより本陣に、方角の張紙仕り候由。配所にても毎朝上下を着し、江戸の方を奉拜罷在られ候由。此の北見は佞人の由。

一四〇 廣瀬傳左衞門の豪膽、十二三歲の頃人相見を一喝辟易さす

(一)北條安房守殿、軍法の弟子共を集め、その頃江戸にはやりたる人相見を呼び、剛臆の相を見せられ候。「剛はいよ〳〵勵むべし、臆は命を捨てゝ勵むべし。生れ來る處恥辱にあらず。」とて、一々伺はせられ候。その時、(二)廣瀬傳左衞門十二三歲に罷成り候が、相人の向に坐り、聲をいらゝけ、「已れ、臆病の相ありといはゞ、唯一刀に切捨つべし。」と申し候由。(三)藤井氏話。

(一)北條安房守　前出。(五九二・註一)

(二)廣瀬傳左衞門　前出(同上・註三)。

(三)藤井氏　藤井清右衞門治明の事であらう。治明は龍造寺美作守信明四代の孫藤井勘左衞門正明の實子で、正明の養子清右衞門景澄の家督を繼いだ。寶藏院流の槍術に長じ、藩主鍋島光茂の師範を勤めた。

一四一 月舟和尙と盤珪和尙示教の相違「佛と祖師との違目」

月舟に法意を問ふ人これ有る時は、先づ詞出で兼ね、(一)不埒の返答どもにて、附き居り候出家など、無興致す事のみこれ有り候由。是は內心に何もこれ無き(二)位にて候故に候。(三)盤珪に律僧參りて、佛法を尋ね候へば、「其方殺生戒を破りたり。佛性を殺し居るなり。佛性を殺さぬ道理申し候へ。」と申され候に付、則ち珠數を引切り弟子

になり申し候由。殊の外手はしかき示しどもにて候。佛と祖師との違目にて候由。

（一）不埒の返答　月舟が少しも賢振らず、謙遜な態度で答へる事を意味してゐる。（一一〇七參照）

（二）位　程度、境地。こゝは内心何の作爲もなき事をいふ。

（三）盤珪　前出（一〇七九・註一）。

（四）手はしかき示し　手早い教示の仕方。今も佐賀方言に、手早い事を「手ばしかゝ」といふ。

一一四二　伊達政宗、頬を打つた相手を褒め默視した小姓を切腹さす

伊達政宗屋敷へ、御旗本衆松又七郎見舞ひ話の後、又七郎走り懸り、扇を以て政宗の頬をしたゝか打ち申し候。政宗少しもさわぎ申さず、「日本に隱れ無き伊達政宗が頬先を撫でなりとも、さすりなりともするもの覺なし。共方は曲者に似たる者なり。後には御用に立つべき者ぞ。」と褒美にて候。又七郎歸宅の後、政宗の側に居り候小姓を呼出し、「主人の面を打ち候者を見ながら、差置き候は、腰ぬけなり。」とて、切腹申付けられ候由なり。

一一四三　歩む時足取の高い者には長い着物を着せよ

足取の高き者には、着物を長くして着すべし。拔足取直りてより常の尺になすべし。

一一四四　貴人の所へ行く時には煙草入を持參すな

貴人の御方へ、煙草入持参は尾籠なるべし。

一一四五 汁を吸うたら菜を喰ひ、菜を喰うたら汁を吸へ

菜越とは、汁喰うて汁喰はず、菜喰うて菜喰はずと云ふ。

(一) 汁喰うて汁喰はず　汁から汁、菜から菜と、重ねて同じ物を食べぬこと。又菜越とは、一の菜の上を越して他の菜に箸を著くる不作法の意味に用ひられる場合もある。

一一四六 膳の右の物は右手、左の物は左手で取れ

膳越とは、右の物を左の手にて取る事なり。右は右、左は左なり。

一一四七 文字を書く時の墨繼は口上の息繼のやうに

墨繼は、口上の息繼の如くなり。

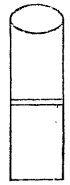
一一四八 介錯は刀は高く脇差は低く、手元を下げて打つ

介錯の時、刀ならば、膝より壹尺四五寸に、右の足を踏懸くべし。脇差ならば、壹尺ばかりなり。膝の通りに踏むべし。双向直に手心にて打懸くべし。手元を下げて打つべし。

一一四九 切花入寸法の、竹筒下の据わりを眞直に切る秘事など

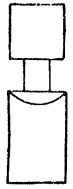
切花入寸法の事　　堯海坊話

廻りの半分なり



廻り一尺節より上五寸、節より下二寸五分。

上の半分なり



長筒返しなり

節上四分、節下四分、合八分なり。但大竹の時は恰好次第なり。下の節は有次第なり。切欠の間、上の寸と同じ。上八分なれば、切欠も八分なり。後ろの殘し、廻の三分一なり。欠め直にするなり。□是吉し、▽是悪し。△○釘穴は三角か堅飯櫃よし。丸角悪し。

穴明所高サ

右兩様共に鋸目のまゝなり。下のすわり、直に切る仕様の傳、直に釣り、小桶に水を入れ、尺の所迄ひたし、水際に墨を附けて引くべし。右何れも秘事なり。

一一五〇　出船　入船　泊船、草木共生來の通り永く持たせる法

生ケ花の事（堯海坊傳なり）　投入とは、茶の湯にて禁の詞なり。出船　入船　泊船、此の三通りなり。朝より晝迄は、ながしを外口の方にする、これ出船なり。晝より晩迄は、流しを内の方にする、これ入船なり。夜中風雨などには、左右ろくにする、これ泊船な

り。草木共に生來の通りなり（庭に有る花、懸繪押繪に有る花立つべからず）。花こたへ候仕樣、（二木乃伊をときて紙にひたし、切口を卷きて立つるなり。針金をつかふ時は、針金にぬりて、下は右の如くすべし。廿四時こたへ候なり。朝顏の茶の湯といふは、未明の云入なり。前晩に生くれば、朝開くなり。

（一）木乃伊　防腐劑の一種で、香氣ある樹液を取つて製したもの。これを紙にひたして生花の切口を卷いて置くと、花の持ち「こたへ」がよいといふのである。

一一五　公事論爭の時など返事は卽答せぬがよい、兎角何事も談合

公事爭論など取合ひ候時、「追つて了簡いたし、御返答仕るべく。」と、申したるがよし。たとひ一通り申したりとも、「猶又了簡致すべき。」と、末を殘したるがよし。扨て其の一通りを、誰にも彼にも語りて、談合評定したるがよきなり。智慧ある人よりは、此方に智慧を附けられ、案外の理を持ち申し候。無智の人にも聞かせ置き候へば、世間の沙汰、此方の理に成り申し候。又下人下女等にも聞かせ置き、「向ふより斯くの如く申され候に付、我等は斯樣に申すべく。」と、度々其の言樣を申し候へば、口馴れ詞續よく、理も見え申すものに候。一分にて、不斗取合ひ候へば、多分迦れこれ有るものなり。とかく、何事をも談合したるがよし。智慧ある人これ無き時は、妻子にも談合仕り

候へば、我が智慧も出來申すものにて候。斯樣の事年の功にてなければならぬものなりと、村如水話にて候なり。言ふべきことは、始め言ひ懸けたるがよし。後に言へば、言譯の樣になり申し候。又間々には蹴爪を入れたるがよし。又十分に言ひたる上にては、向樣の爲になる樣に、物教へなど仕りたるが、一段上の勝なり。是が道にてもあるべしとなり。

一二五二　客の取持には座敷器物迄新しく態と用意して披くが馳走

客人の取持には、座敷、器物迄新しく、態と用意して、初めてその客にひらくが馳走なり。その畢竟にて、段々次第あるなり。その客のために障子を張り替へ、手拭、柄杓など新しきを出し、枕を包み、煙管を改め、灰吹を新竹に拵へなどするなり。料理の内にも、その人のために態と用意したる物を出すべきなり。當座漬の香の物などなり。數寄者の話なり。

一二五三　尾張家老成瀨隼人正仕官の時、主人謀叛言上の誓詞を書かず

（一）成瀨隼人正を尾張樣御家老に召成され候節、誓紙に、尾張殿若し謀叛を企てられ候はゞ、早速江戸へ言上仕るべき由書き載せられ候。隼人申され候は、「この誓紙は罷成らず候。その仔細は、某を尾張殿家來に召成され候上は、今日より尾張殿

が主人にて候。主人の上を言上仕るべき謂はれこれなく候。若し逆心企てられ候はゞ、某同意仕り、江戸に向けて弓を引き申すべく候間、左様に思召し上げられ候へ。」と申され、誓詞相止め候由。

（一）成瀬隼人正　名は正成。幼名小吉と稱した。徳川家康に仕へ諸所に戰功を立て、朝鮮征伐の時には家康に從うて肥前名護屋に在陣、後駿河の老中となり、慶長十二年家康の子義直、尾張家の始祖として名古屋に封ぜられ、同十四年正成その補佐を命ぜられた。本文はその時の事である。寛永二年正月十七日歿。年五十三。

一一五四　肩衣袴、二合半食、太刀を止めて腰當は豐太閤に始る

今の肩衣袴は（素袍の略）太閤秀吉公御仕初の由。小出兵太夫話にて候なり。人の食二合半、又太刀を止めて腰當を用ふる事太閤仕初なり、當時腰當を止めて鞘革を用ふるなり。

一一五五　武富市郎右衞門母子、禁裡玄猪の祝餅をいたゞく

此の（一）もちゐ、（二）けんちやうの御いはひ、御いきかけの、もれたるにて候。

（三）武富市郎右衞門母子へ、禁裡おやつのまへよりの文のうちに有り。玄猪を、げんちやうと唱へ候や。御いきかけとは、御息懸りたる事なり。

（一）もちゐ　もちひ、餅。

(二) けんちやうの御いはひ　玄猪（ゐのこ）の祝。十月亥の日に、無病息災又は子孫繁昌のため餅を搗いて食ふ行事で、禁中では内藏寮から奉り、廣く民間にも行はれた。げんちよ（玄猪）を訛つて、げんちよう（嚴重）とも書いた。

(三) 武富市郎右衞門　名は咸亮。廉齋と號し、又竹翁　琴翁の別號があつた。明人十三官の曾孫である。永祿年間十三官四五歳の時、筑後瀨高の商人小柳瀨兵衞に伴なはれて南京から來朝歸化し、天正の末肥前に來り佐賀郡松梅村名尾に居住し、後三溝（今の佐賀市神野町三溝）に移り、更に城下白山町（今の佐賀市白山町）に轉居した。その子庄左衞門道智、三溝村の鄉士武富茂助政基の聟となり、弟久右衞門道禎と共に武富姓を名乘つた。道禎の次男四郎右衞門常古は廉齋の父である。代々萬金丹の賣藥を業とした。廉齋、始め關尚樸に漢學を學び、十六歳の時上京して中村惕齋の門に入り、又諫早慶岩寺住僧から筑紫箏を學び、更に京都の公家に琵琶を學んで何れも堪能であつた。歸國後元祿五年、城下大財に聖堂を建て、その傍に講堂鳶魚齋と塾舍依仁亭とを設けて子弟に經書を講じ、同九年儒者として召出された。嘗て母に隨ひ在京の時、清商から買取つた琵琶を携へて或商家に止宿してゐたが、その家の女（おやつのまへ）が、後水尾天皇の皇女法教院法内親王に宮仕へしてゐた關係で、廉齋の琵琶の事が叡聞に達し、禁中に召されて御前に彈奏し、叡感斜ならず、その琵琶に「孝鳥絃」の名を賜うた。性至孝、父母の喪に遭ふや各三年の喪に服し、『尊祖積善』『袖の露草』を著はして哀傷の情を舒べた。その外著書に『月下記』『自警記』及び道學和歌等がある。享保三年正月歿。年八十二。母は多久家來今村氏の女である。

一一五六　公卿小倉家の故實、武富市郎右衞門笛の音に送らる

武富市郎右衞門上京の節、(一)小倉殿へ參上、音曲あり。罷歸り候節、一町程參り候處、笛の音高く聞え候。人を遣はし承り候處、小倉殿御宅なり。送別の故實か

となり。

（一）小倉殿　京都の公家、小倉權大納言實起。右近衞少將實爲の子である。篤學で音律に通じ、中村惕齋、米川操軒等と交り、共に學を講じ樂を論じた。天和元年十月廿三日一宮濟深法親王落飾の勅命を拒んで官を解かれ、子公連　季伴と共に佐渡に流された。

一一五七　直江　小早川　鍋島は智仁勇の內二つを兼ね、大名には是程の者もない

太閤秀吉公へ御伽の衆尋ね申され候は、「當時天下を取り申す器量の大名御座候や」と申され候へば、太閤御答に、「天下を取る事は大氣　勇氣　智慧なければならず、此の三つを兼ねたる大名一人もなし。又小者には二つ宛兼ねたる者三人あり、上杉が（二）直江山城、これは大氣　勇氣はあれども智慧懸合はず、毛利が小早川隆景、これは大氣　智慧はあれども勇氣懸合はず、龍造寺が（三）鍋島飛驒、これは勇氣智慧はあれども大氣なし。大名には、これほどの者もなし。」と御申し候由。

（一）直江山城　名は兼續。越後上杉景勝の家臣で、初め石田三成と謀を通じ、景勝封を會津に移さるゝや、景勝に勸めて德川家康と事を構へようとしたが容れられず、後家康に應じ景勝の米澤三十萬石の內六萬石を分與され大阪役にも從ひ殊功を立てた。元和五年十二月十九日歿。年六十（二）鍋島飛驒　鍋島直茂。幼名彥法師、加冠して左衞門大夫信安　同信眞　同信昌と稱し、天正十年飛驒守信生と改め、天正十七年正月七日加賀守直茂と改めた（一・註八）。三人同時代の人で、直茂は隆景より五歲少く、兼續より二十二歲多かつた。直江山城は成富兵庫と同年である。

一二五八　辰敬教訓狀――神參佛詣も雜作に成らぬ樣に、人の隙を伺ふ事が第一（二）辰敬教訓狀の內、神參佛詣も、其の坊、其の神主、或は其のあたりの人の、雜作に成る樣にすまじきなり。人の隙を伺ふこと第一なり。內の者をつかふも、其の心得肝要なり。其の思ひわけをせぬ人には、人つかはれがたし。又使はで叶はぬことに、心いたきとて差し置く心あれば、一度が數度に成りて、人隨意をするなり。善き事には成りがたし。惡しき方へはひかれ易し。されば、少しの事とて違ひたる事をゆるせば次第々々に法もかげ理もすまず成るなり。針ほど違ふ事なりとも、かたく申し付くべし。大なる事は、事によりて咎をゆるすとも、少しの事をゆるすべからず。大なる事はまれなり、少なる事は多し。內の者を折檻せば、先づ我が心をよくきはむべし。かねてもれざる樣に言ひ含め、惡しき事を嫌ひ、非を除け、理を立て、道の分別違はざれば、上を學ぶ下なれば、內の者も、其の心有るべし。それに違ふ事あらば、折檻すべし。又矢の筈はゆがむといへども、人のためやうによりて、直ぐに成るなり。人にもよく意見をし、教訓をなし、諸藝を教へ、或は法度を言ひ含むべし。人を使ふは、番匠の木をつかふに同じ。又下々は、一日々々の身命をつゝき、中は、一月の事をいとなみ、其の上は一年を送らんことを勵む。其の上は、一世の事を思ひ、其の上は、未來の事を歎く。上品の人は、末世末代までも、其の名を殘さ

ん事をいのる。然るに幼き内の者を取り上げて、物を教へ、召使ひ候へば、人も事かけず。よき内の者をほしがれども、幼き時より召使はぬ者には、心おくれて悪し。幼時より召使ひて、容儀たいはい悪しければ、中々直されず。廿四五迄も用に立たざる者は扶持をはなすべし。されども、若き時用に立ちたる者か、又親の時用に立ちたる者か、一度用に立ちたる事あらば、其の恩を送ると思ひて召使ふべし。然れども、左様の者を抱へ置けば、何某は今用に立たざれども、いつ比用に立ちたる者にてある間、其の恩を報ぜんとて、扶持するなどと何度も申聞かすべし。さては年寄りたるとも、今の奉公の蔭にて、心安くあらんと思ひて、能く奉公をするなり。左様の趣を知らざる者は、用に立たざる者に扶持し、今用に立つものに扶持をせられざるは、忠不忠を知らざる主人には奉公してもよしなしなどと云ひて、空病などし、出仕をするもの有りがたし。又昔は分際々々に、知行三分一を寺社に附けしなり。左様にありては餘なりとて、嵯峨天皇の御時より、十分一に定まるなり。千貫の分限より百貫寺社にほどこすに於ては災難有りがたし。それを惜しみて不慮の事有りて過分に損をし、物を入るゝなり。又武士たる者は、就中足手の爪を揃へ、爪際などへ垢のなき様にして、かねをはがさず、髪を結ひ、小袖布子帷子なども襟をすき〳〵と巻きて着、肩衣袴は破れたりとも、腰よがまぬ様に着て、頭の廻りに垢も

なく、額はえぬ様にぬき、うぶ毛生えぬ様にすり、假にも人事を悪しき様に云はず、人にはひた〳〵として、さすが尾籠緩怠もせぬやうに嗜み、表裏なきが人の本なり。諸事の中に力の入る事をするは下なり。力も入れて足手を働かすは中なり。心計り働かして事をなすは上の人なり。

（一）辰敬教訓狀　多胡辰敬家訓をいふ。尼子經久の老臣多胡左衞門尉辰敬の家訓である。

二五九　水戸黄門、己を押込めんと謀る家老を膝元に引寄せ手打にす

水戸黄門光圀家老何某、黄門を押込め申さん企を聞召し、或夜能興行を催し、其の紛れに、居間に右の家老を呼寄せ、「近くへ寄り候へ。」とこれ有る時、脇差を抜いて參らんと仕り候を、差へながら、「參り候へ。」と、膝元に引寄せ、「汝が悪事斯くの如きなり。」と書附を以て、讀聞かせられ、「之に依り、今手打する程に覺悟致し候へ。」とて、拔打に召され、側の者を呼び、「仕舞ひ候様に。」と御申付け、能見物ありと聞及び候由。了意和尚話なり。或僧、「扨々きつい事をめされ候。」と申され候時、和尚「何のきつい事にてあるべき、我も安く致すべし。」となり。

二六〇　了爲和尚曰く「出家も侍の心を持たねば道は成就されぬ」

了爲和尚話に、今時の出家引込みて、（二）鼻の先を守りて居るを能事と思ひて、皆（二）

うんねまりて居るなり。益體なし。逃尻腰拔と云ふものなり。我は今年寄りても、どこぞより請待あらば駈出すべしと思ふなり。（三）大乘寺隱居以後、直ちに關東に下り、三ケ寺駈廻り、入れ魂をして、せめて少しばかりも落着かせ度しと思ひしかども、雜用心に任せず、殘念の事に候。昔の侍は、寢蓙の上にて死ぬる事を無念がり、戰場にて死に度しとのみ嘆きしなり。出家も此の心を持たねば道を成就する事ならず。人中をよけて引込みたがるは臆病なり。引込みて何事ぞよき事をするかと思へば、惡念ばかりなり。たとへ引込みてよき事をするとも、宗風を振ひ起して道をひらく事は成るべからずとなり。

（一）鼻の先　目前の事をいふ。

（二）うんねまる　ねまるは飯などの腐敗すること、又は行事の雨などのために無駄になる場合等に用ひる語で、無爲な事をいふ。うんは意を強むる接頭語。

（三）大乘寺　加賀國金澤市長坂町にある曹洞宗名刹。了爲和尙の大乘寺隱居は正德四年である。

一一六一　安藝の侍、先づ證人を作り、道中理不盡を言ふ馬方を打捨つ

安藝の侍、勢州關の宿にて、馬を繼替へ候時分、馬方理不盡を申し候を、其の分にて差置き、向の家に入り、茶を乞出し、暫く話し候内に、「彼の馬方、（二）やからを申し候事を、亭主は定めて聞屆けこれ有るべし、にくき奴にて候。」と、何もなげに話し申され候。亭主も「御堪忍」と申し候。其の後立出で、馬方を打捨て、向の家に行き、

「先刻話し候は此の節の爲なり。證據に立たるべきや。」と申され候へば、亭主請合所の役人へ相屆け、罷通り候由。

（一）やから　短氣をいふこと。

一一六二　紀新太夫刀の銘、鬼來りて合鎚を打つてから鬼神大夫と切る

紀新大夫刀の銘、鬼來りて合鎚を打ちし後は、鬼神大夫と切り申し候由。

一一六三　中院通茂、有栖川宮の御振舞に御膳部の冷める迄吟聲を續く

中院通茂公、有栖川宮樣へ御振舞に御出で候處、御詠歌御話し成され候を、其の儘吟じ入り、御膳出で候をも御覺なく、數十返御吟聲、御膳冷め申し候に付、御相伴衆、「先づ御膳上り候樣に。」と仰せられ候時、御箸御取上げの由。

一一六四　福島正則、己が家人を討捨てた番所役人伊奈圖書の首を見て引返す

關ケ原御陣の時、（二）伊奈圖書請取の番所を通り候者見咎め、番人共討捨て申し候。然る處福島正則より、家康公へ使を以て、「我等家人科なく候を、伊奈圖書討捨て候間、圖書を切腹仰付けられ候樣に。」と申上げられ候。御秘藏の圖書にて候故御惜しみ成され、「素より圖書存ぜざる事に候間、番人を切腹仰付けらるべき」由仰遣はされ候へども、「圖書首を見申さず候ては罷成らず。」と申上げられ候。「圖書御殺成さ

れ候事は、相叶はせられず。」と仰渡され候へども、「唯今大事の場に、福島遺恨候ては罷成らず、兼々の氣質に候へば、押附御陣へ仕懸け申すべき義もこれ有るべし。」と、重重何れも申上げられ候故、圖書切腹仰付けられ、首を差遣られ候。其の御使參り候も、半途に、福島押出し罷在り、「聞召し立てられずば、御陣へ伺候仕るべしと存じ候へども、圖書首を見候て、引取り候。」と御請申上げ候由。

（一）伊奈圖書　名は昭綱。圖書昭忠の二男。本文は、慶長五年九月二十日、昭綱が家康の命により京都日岡の關を守つてゐた時の事である。

一一六五

德川家康、大阪夏の陣に米を噛んで朝の間に攻落せと下命す

大阪落去の時、家康公御下知に、「御軍勢朝の支度を仕らず、米を噛み候て、早々罷出づべく候。朝の間に攻落さるべく候。米を水に漬け候て噛み申すべく候。臟腑を損せざる」由なり。

一一六六

村山長古の柚はじき、所望されて何の事もなく盃に浮べて引退る

村山長古柚はじき候事　綱茂公御客の御馳走に、長古罷出で候。御客樣御盃御請成され候て、「長古は柚はじき候事、無類の上手と兼々承り候。所望仕るべし。」と仰せられ候へども、辭退仕り候に付、「左候はゞ酒を上げ申すまじく。」と頻

りに御所望、綱茂公も、「御所望の儀に候間、仕り候様に。」と重疊仰聞けられ候に付て、「左様に御座候はゞ、憚りながら差上げ申すべく。」と、手水に立ち手を拭きながら、御座に罷出で候。手水遣ひ候義を、御知らせ仕るしかたにて候。左候て袖をへぎ、小刀にのせ、つか〳〵と參り候に付て、御座中御小姓役なども、色めき見物仕り候處、何の事もなく、御盃の内にうかべ候て、御禮仕り、引取り候由。

一一六七　板垣信方、先づ詩歌を仕習ひ武田信玄の氣に入つてから諫言す

板垣信方、外樣に罷在り候時、何とぞ信玄の傍に近寄り、諫を申し非義をさせ申さざる樣に仕り度く存じ候へども、御前疎く候て、所存に任せず候處に、信玄詩歌に心を寄せられ候と承りて、信方學問を勤め詩歌を仕習ひ、或時御前にて詩作詠歌を仕り、御氣に入り、其の後所存の如く諫言を申し、忠節を盡し申し候由。

一一六八　秋元但馬守、將軍の御意に入り近寄つて補佐せんと心を碎く

秋元但馬守喬朝は、綱吉公　家宣公　家繼公　御三代御老中相勤められ、唯一人の御家老と、御三代共に日本國中より稱美し、上よりも御代々御賴み思召され候由。但馬守殿平生の覺悟、將軍の御意に入りて近寄り、力を竭し御政道を補佐し奉らんとなり。御寵愛の品々を其の時代々々に隨分獻上これ有り候へども、誰にても難じ申す者これ無く候と

なり。大木氏話。

一一六九 井伊備中守、容易に掃部頭を願はず、日光百年祭に初めて改む

（一）井伊備中守殿御一門衆、「御家の通名に候間、掃部頭に御改め候様に」とこれ有り候へども、「此の名は日本に隠れもなき名にて候。公儀の御外聞に懸り申す事に候へば、自分に願ひ申す名にてこれ無き」由、返答にて候。然る處に正徳五年四月八日權現様御百年忌、日光山御祭御名代仰付けられ、其の上にて家柄の名、時節到來に付、掃部頭に召成され候由なり。

（一）井伊備中守　直惟。この時、同月十一日少將に進み掃部頭と改め、享保元年七月十六日初めて封地に行くの暇を賜はつた。

一一七〇 武田家臣甘利藤藏、自ら馬糞を呑み、負傷者に呑ませて激勵す

信玄家中（一）甘梨備前守討死、子（二）藤藏十八歳、與力元の如く附けられ候。（三）組内何某深手を負ひ血とまらず、藤藏下知にて、（四）芦毛馬の糞を水にたて呑ませ候處、「命惜しとて馬糞を呑むべきや。」と申す。藤藏聞いて、「あつぱれ勇士かな、尤もなり。されども大事の戰場なれば、命を全うして主君に勝ちを取らせてこそ忠臣の本意なれ。いざ我呑みて遣はすべし。」と、自身呑みかけ附差せられければ、忝しとて服用し、本復

せしとなり。

（一）甘梨備前守　正しくは甘利。名は虎康。天文十九年信玄が信濃に進入し、小笠原氏と松本に戦うた時の事である。

（二）藤藏　甘利左衞門尉晴吉、初名藤藏。實は此の時十七歳である。永祿七年小田原役に三十一歳で戰死した。

（三）組内何某　米倉丹後守の子彦次の事。

（四）芦毛馬の糞　（二一三參照）。

二七二　黒田光之長崎見廻の途中、鍋島勝茂城下の民家に招じて面談す

承應四年（明暦改元）正月廿日松平右衞門佐光之家督相續、長崎見廻として御領内通路、（一）白山武富所にて、勝茂公御面談、御料理有り。元祿元年十二月右衞門佐隱居、肥前守綱政家督相續、次男伊勢守へ新田五萬石分知、同廿一日御禮、同廿二日右衞門佐へ御鷹の鶴拜領、同廿五日肥前守侍從に任ぜらる。廿七日御鷹の鴈拜領、同廿八日長崎御番仰付けらる。

長崎見廻として、御領内通路、四月廿日願正寺に於て光茂公御面談。

（一）白山武富　佐賀城下白山町萬金丹藥鋪武富氏の家で、儒者武富咸亮（一一五五・註三）の父次郎右衞門常古の時代であらう。

二七三　徳川家康隱居の時、日本國と土井大炊頭利勝とを讓ると令す

家康公御隱居の時、上意に、日本國と土井大炊頭を御讓り成され候由なり。

一一七三 長崎奉行竹中采女、不行跡で金銀を貪る科により切腹を命ぜらる

寛永十一年九月、長崎奉行（一）竹中采女切腹仰付けられ候。其の仔細は、堺より長崎へ參り居り候町人、平野屋三郎右衞門と申す者の目懸女るりを、無理に押取り候故、公儀へ之を訴へ、且又仕置宜しからず、金銀を貪り、殊に前代未聞の（二）柄鮫親粒十七、走りにらみ、次第亂れざるを隱し置き、其の上村正の刀脇差廿四腰求め置き候科なり。

（一）竹中采女　長崎奉行豐後府內城主竹中采女正正重。

（二）柄鮫親粒　刀の柄を卷くに用ふる鮫皮の親粒。

一一七四 寛永十六年八月江戸城出火、天守は別條なし

寛永十六年八月一日、江戸御城御臺所より出火、御天守は別條無く候なり。

一一七五 德川家光の辭世、追腹は堀田加賀守　阿部對馬守　三枝土佐守等

家光公御辭世

歎かじな悅びもせじとにかくにきのふはけふのむかしなりけり

（一）追腹　堀田加賀守正盛　阿部對馬守重次　三枝土佐守、廿二日追腹奥山茂左衞門（御勘氣內なり）　內田信濃守正信なり。

（一）追腹　徳川家光の薨去は慶安四年四月二十日で、殉死者は老中堀田正盛・同阿部重次・小姓組番頭内田正信・三枝守恵・小十人番頭内山安重等五人、重傷腹七人であつた。紀州家記錄に依ると、紀州侯徳川賴宣は此の時深く其の不仁を歎き、儒臣那波木庵に漢土の事例を問ひ、其の封内に令して殉死を禁じたとある。すると、寛文元年佐賀に於ける鍋島光茂の殉死禁止よりも早かつた譯である。尤も、實際藩内で追腹の場合に直面して禁じたのは佐賀が早かつたかも知れない。（四八六、四八七參照）

一一七六

徳川綱吉、越後騒動を自ら究め城主松平光長以下を處分す

天和元年六月廿一日松平越後守家來永見大藏・荻田主馬・小栗美作・同子大六・御城に於て（一）綱吉公御直に御究遊ばされ、越後守殿は松平隱岐守殿へ御預、御子息三河守殿は水野美作守殿へ御預、永見・荻田は八丈へ流罪、小栗父子切腹、小栗兵部・同十藏・安藤次左衞門は伊豆大島へ流罪。其の外追放の侍多し。

（一）綱吉公御直に御究　越後高田藩主松平越後守光長家に起つた「越後騒動」を將軍綱吉親ら裁斷した事をいふ。